

令和 6 年第 4 回

おいらせ町議会定例会

会議録第 3 号

おいらせ町議会 令和6年第4回定例会記録

おいらせ町議会 令和6年第4回定例会記録				
招 集 年 月 日	令和6年12月10日（火）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和6年12月10日 午前10時00分 議長宣告			
閉 会	令和6年12月10日 午後 3時30分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	15名			
欠 席 議 員	10 番	日野口 和 子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳
	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一	会 計 管 理 者	小 向 正 志
	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸	教育委員会教育長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社会教育・体育課長	三 村 俊 介
	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜	選挙管理委員会事務局長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農業委員会事務局長	柏 崎 和 紀
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監査委員事務局長	佐々木 拓 仁

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議案の題目	1	報告第14号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	2	議案第63号	おいらせ町犯罪被害者等支援条例の制定について	
	3	議案第64号	おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例について	
	4	議案第65号	おいらせ町職員定数条例の一部を改正する条例について	
	5	議案第66号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
	6	議案第67号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	
	7	議案第68号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	
	8	議案第69号	おいらせ町立児童館の指定管理者の指定について	
	9	議案第70号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	
	10	議案第71号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	
	11	議案第72号	令和6年度おいらせ町一般会計補正予算（第5号）について	
	12	議案第73号	令和6年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	
	13	議案第74号	令和6年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	
	14	議案第75号	令和6年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	
	15	議案第76号	令和6年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第3号）について	
	16	議案第77号	令和6年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第2号）について	
議 員 提 出 議案の題目	1	委員会の閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会・産業民生常任委員会）		
開 議	午前10時00分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）			
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	1 1 番 平 野 敏 彦 議 員			
	1 2 番 檜 山 忠 議 員			

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (佐々木拓仁君)	おはようございます。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。 それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	松林議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は１５人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開会時刻 午前１０時００分)
会議録署名 議員の補充	松林議長	なお、１０番、日野口和子議員は欠席であります。 ここで、会議録署名議員の補充をします。 本定例会の会議録署名議員に指名されていましたが１０番、日野口和子議員が欠席のため、１２番、檜山 忠議員を補充指名します。
議事日程 報告	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	松林議長	日程第１、報告第１４号、専決処分の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
当局の説明	総務課長 (成田光寿君)	それでは、報告第１４号についてご説明申し上げます。 議案書５ページから７ページをご覧ください。 本件は、町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第１８０条第１項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定第１号の規定により、去る１１月２０日付で専決処分を行ったものであります。

質疑	松林議長	概要であります、本年４月９日午後５時頃、深沢１丁目地内の町道において、三沢市在住者の運転車両が走行中、道路に生じた穴で、助手席側の前輪と後輪のタイヤ及びホイールを破損させたものであります。 損害賠償額は３万８，３４０円で、本年１１月２０日に示談が成立しており、町の過失割合は１００％でありました。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 １１番。
	１１番 (平野敏彦君)	この種の報告が各議会ごとにありますけれども、これまで町の瑕疵によるこの自動車破損に係る損害賠償の件数というのは何件になっているのか、昨年は何件なのか、昨年と比較してどういう状況なのかお聞きいたします。
答弁	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	まず、件数であります、本年につきましては、今回の分を入れて７件になります。昨年度は６件でありました。 以上です。
質疑	松林議長	１１番。
	１１番 (平野敏彦君)	前年よりも、現在でも７件、増えていると。ということは、町管理の部分で、いろんな形で補修されていない現状になっているんじゃないか。特に、地域的に見たら、旧百石のほうが多いような気がしますけれども、この辺の道路の点検、そういうものをやっているという報告ですけれども、今までの件数からいったら、私は旧百石のほうが多分以上あるんじゃないかと思えますけれども、実態はどうなっていますか。
	松林議長	総務課長。

答弁	総務課長 (成田光寿君)	ご質問の事故の場所、旧百石地区、旧下田地区、どれぐらいかというご質問ではありますが、申し訳ありませんが、資料等今ございませんので、明確なことはお答えできません。 以上です。
	松林議長	11番。どうぞ。
答弁	総務課長 (成田光寿君)	先ほどの答弁に追加してお答えいたします。 件数であります、今回の深沢1丁目のパンクの件、今1件、12月定例会で1件報告いたしましたが、実は9月定例会でも同じ場所3件で報告しておりました。今回で同じ場所4件でありますので、今年度につきましては旧百石地区のほうが多いという状況であります。 以上です。
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	こういう町が保険で補修するからという考えだと、私はいかがなものかなというのが一つと、それから、これだけ破損事故があつて、対応できていないというふうなのは、これは道路の管理上からいっても問題があると思います。町長。やはり道路、やはりね、こういう事故がある。地元の人には分かっているかと思うんだけど、町外の人がかような事故をすることによって、町のイメージダウンになるんじゃないですか。住んでみたい町が、車が走れば車で事故が起きるような町の環境だと、これでいいのかなという私思いするんですけど、やはり早急に手だてをしているという考え方がないか、町長、どう思います。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	今、大変厳しいご指摘を受けましたけれども、実はこの事故現場は、たまたま穴があつて補修する前に雨が降ってしまつて、補修できないでいるところに通行車両があつたので、そういう部分で、町とすればそこを通行止めにするか、何かポールでも立てて、そこを避けるようにすればよかったんじゃないのかなという気がしておりますけれども、そういう部分で雨と穴とがたまたま偶然的に、偶発的にまず一

当局の説明		緒になった部分があつて、そういう報告を受けていますので、今後はできるだけ早めに補修かけて、雨が降っても大丈夫なようにしたいと思います。 そしてまた、今回の件につきまして、同じ場所と先ほど課長からもお話ありました。改めてこういう部分で車壊した人ないですかって問合せした結果、そういう企業さんから 1 人の従業員が申し出たということで、たまたまそれも本当は同じときにやっつてしまえばよかったんですけれども、そういう部分で、町でもできるだけそういう部分で、何ていうんですか、誠実に対応しているつもりですので、以後気をつけて、そういう部分、穴があつて、雨が降ったり雪が降って見えなくなるような場所、ポール立てるなり、補修急ぐようにしますので、ご了解くださればと思います。
	松林議長	ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第 14 号を終わります。
	松林議長	日程第 2、議案第 63 号、おいらせ町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	おはようございます。 それでは、議案第 63 号についてご説明申し上げます。 議案書 8 ページをご覧ください。 本案は、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等支援について基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進し、もって町民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、条例を制定するものであります。 条例の概要をご説明いたしますが、本案はさきの議員全員協議会においても条例案及び逐条解説資料を配付し、ご説明しておりますの

答弁	松林議長 まちづくり防災課長 (久保田優治君)	すけれども、この窓口はどこの課になるのか、お知らせいただきたいと思います。 それから、第8条から経済的負担の軽減をするとありますけれども、先ほど説明、前もそうですけれども、見舞金とか助成金が当たるということですので、例えば入院した場合、多額の手術費用とか、そういうものが要する場合は、健康保険証が適用になるのか。それから、適用にならない場合の医療費の立替えとか、そういうのもこの経済的負担の軽減に当たるのか、これをお知らせいただきたいと思います。 それから、15条のところの民間支援団体、これはどういう団体を指すのか、お知らせいただきたいと思います。 以上です。 まちづくり防災課長。 平野議員にお答えします。 まず、ページ、10ページの第4条の町の責務ということですので、関係機関等々適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し実施するというので、次の第7条の窓口はどこかということで、今現在はまちづくり防災課で行う予定として、関係課と連携して対応したいと考えています。 第8条の経済的負担は、町の責務にも通じるものなんですけれども、見舞金と助成金等の扶助費でやる予定で、金額等については30万円上限でやるような格好で想定していますけれども、保険の適用に関しては、健康保険は一旦病院にかかる分ではかかるとしています。ただ、民間の保険とかに入って支援、何ていうんですか、見舞金みたいなのもらっていれば、国のほうの部分では相殺されますが、町のこの見舞金、助成金では相殺されない予定で考えております。医療費の経済負担ということになると、一旦はやはり自分で医療保険等入っていればそちらでも対応できますけれども、入ってなければ自己負担が原則で、その一助となるかならないかは別として、見舞金なり、転居費用等の助成は検討しているところです。 漏れあれば教えてもらえますか。具体的なその町の支援の施策というのが、この経済的負担が主であるし、あと支援センターの部分ですね。支援センターのところに関しては、民間の支援団体のほうが警察
-----------	---	--

質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	機関が中心で設置しているもので、各都道府県にあるということで、青森県内にもございますので、そちらのほうに弁護士とか医療機関、裁判所なり構成機関等が連携して、主にそちらが本来の窓口にはなるんですが、町はその窓口対応としてつなぎの役割をしながら、いろんな支援を検討したり対応していくということになります。 以上です。 11番。 今の答弁ですと、ほとんど町のいろんな形で責務とか、そういうのを定めているんですけども、あまり内容的なものがよく私理解できないんですけども、町がこういう条例を定めて、被害者に寄り添った救済、そういう思いというのはよく理解できないんですよ。 やはり、例えばですよ、無差別に事故が発生し、この前のおいらせ町の場合ですと、全く関係のない人からの攻撃を受けて、救急車で搬送されている。手術をするに相当の金額がかかったというふうなことを聞いているんですけども、この場合ですと、上限30万円だということであれば、もう本当にこういう体制でいいのかな。市民病院に救急車で搬送されて手術した結果、全治3か月とか、そういうふうになれば、金額請求額が100万円以上出ているということなんです。そのときに、例えばですよ、1人世帯とか、そういう人がなった場合、医療費払えません。払えないと思います、私は。 全くね、自分のミスが何もないのに、突如としそういう災害、事故に遭うということを想定したらですよ。いろんなものを想定して条件を整理しておくべきじゃないかと私は思うんですけども、国のほうの制度的な欠陥があったら、やはり現場の自治体から、こういう部分が問題ある、瑕疵がある部分が、こういうものが瑕疵がありますよとかという形で、提言したら改正する要望をするとか、そういう考え方はないんですか。 私は、このままだとあまり何も意味がないんじゃないかなと思いますよ。上限額30万円とかそういうのを撤廃して、取りあえずそういう医療費の部分についても立替えなり、そういう形で精算する方法を取るとかいう手だてをする、そういうこの考えがないかどうか、ちょっとお聞かせいただきたい。
-----------	------------------------------------	---

答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	ただいまの4条の責務のところでお答えいたします。 そのスーパーの事件のことは聞いていますけれども、ちょっと状況が違う感じではあるんですけども、町のほうでは、警察からの要請もありますけれども、県内、全国大体一律でこのような内容で市町村にはやってほしいという要請を受けて対応しているところもありますので、まずは国のほうの制度、そちらを最終的には使うという判断の下での、あくまでも見舞金という形になりますので、あまり町のほうで先走って、そういう大きな補助とか見舞い、そういう対応をするというのも最初は考えられないし、警察の要請でも、まずは市町村一律でお願いしますということでもあったので、このような対応になっていると思います。 以上です。
質疑	松林議長	ほかにございませんか。 14番。
	14番 (西館芳信君)	14番西館です。 犯罪被害者の支援ということにつきましては、私が30になるかならない頃、たしか若山富三郎さんと高峰秀子さん、タイトルは忘れたけれども、突如被害に遭われた家族の惨たんたる苦悩というか、そういう映画を通して、自分なりに心を動かされたものがありましたけれども、じゃあこの四十数年間、そのために自分が何をしてきたのかということとはもう全く何もなくて、今回これが出たことで若干興味を持って見るものを見ました。 今、8番議員の疑問はもっともなことだと思います。この提案するこの背景が何も語られていない、いきなり出してきて、じゃあこれを補助するものは何なんだということの町の準備も何ら報告がないということになれば、私たちはこれだけ見て判断するわけですから、いろいろな疑問、不安が湧いてきます。 まず、国には犯罪被害者基本法という、もう基本的なものが決められていて、それを例えば犯罪に遭ったときの額だとか、そういうのをどういうふうに保障するかというその補償の額だとか、そういうのは災害何とか補償、もっとほかの法も根拠として定められていると。ま

		た、そういう細かい手続に関しましては、国のほうで施行規則とかそういうのを定めているかどうか分からないんだけど、政令等に依存している部分もあるということで、そしてさらに、これは刑事社会政策を末端まで浸透させようという国の狙いが透けて見えます。いいことだと思いますし、そのために県と私たちの町も、その法律の委任を受けて、委任条例という形でもってこれを作成したと。県と私たちの町の条例の違いは、ほとんどないです、同じ。ただ、県は推進計画を定めなければならない、その部分、それから市町村に対しての支援をどんどんやりますよという市町村に対する呼びかけ、その部分が載っている、それだけの違いです。 なぜ今みたいな質問になるかという、そういうふうの実体法としてはこういうふうにありますけれども、それを具体化して実施していく、手続法についてはそういうふうにして国のほうの制度がちゃんとあるんですよということを説明して、大枠はそうなんだと。じゃあ市町村でやれるのは何なんだということで、統一的に見舞金だとか、各種の助成が定められているということで、それは小さい部分だけです。 この最後に、町は必要と思えることを町長の判断でもってできると、できるというふうに書いてありますけれども、実際にこれからやっていくのかどうか、そこにはやろうとする意気込みとかなんとか、我が町だけではないと思うんですよ。ほかのほうもこうだと思いますけれども、何ら意気込みも何もうかがわれないということで、これを30万円のとか、それから居住支援だとかありますよね。8、9、10、この辺の、これについては財政支出が伴うものですから、絶対要綱だけではできません。規則か、また補完的な条例定めなければならないと。私たちはそれをちゃんとやりますよと。大体こんなことを考えていますと。国の制度はこういうふうにして被害の額だとか、こういうふうに定めあるんですよということをちゃんと語ってくれば、腑に落ちるものがあると思うんだけど、今の説明と、この条例提出の形では、ちょっと欠けるものがあるということで、私が言いたいのは、じゃあ町は今後、ほかの条例なり、あるいは規則を定めて、30万円なり10万円なり、財政支出を伴うものをどういうふうにしてやるんですか、その意気込みはありますかということ、それ1点だけですけれども、お聞きしたいです。お願いします。
--	--	--

答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	西館議員にお答えします。 町が補完する財政支出の部分なんですけれども、他市町村の例でいくと、条例とか規則で支出のほうの部分は定めておらず、先ほど提案理由で説明したとおり、要綱でやっている扶助費という形になっていますので、そのような形でひな形等も来ていますので、何種類か、見舞金と助成金に関してのそれぞれの要綱、もしくは一本で定める要綱で扶助費で対応する予定です。 以上です。
質疑	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	今、要綱でやっているということで、一旦条例なんかで公布して通知するということになったら、それはその補助でも何でも受ける人たちにすれば、そこはもう権利だとか、あるいはやらなければならないという民間団体とかそういうのがあれば、権利、義務になってしまいますよね。部外者に対して権利、義務ということが発生するのを要綱でやるというのは、法律、法的に可能ですかね。私ほかのほうが行っているというののもちょっと理解できないんですけども、本当にやっているんですか。
答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	私どものほうで入手してるのでいくと、弘前さん、先行してやって、警察がサンプルで持ってきたの等でいくと、三沢市さんなど、それぞれ要綱でやっているということで、根拠は条例の、先ほど来言っている町の責務でもありますし、経済的支援ということが根拠になっているのと、最後の委任規定の部分で別に定めることができるということで、要綱でも足りるということで私も聞いていますので、同じような扱いで、別に規則は定めずに要綱で対応する予定では考えていますけれども、それぞれ見舞金は、遺族の見舞金等に関しては金額も一律で定める予定ですので、そういう対応で考えております。
	松林議長	14番。

質疑	14番 (西館芳信君)	法律的に抵触するものがなければ、それでいいのかなとは思いますが、ただ、そうすると要綱で全部片づけるということであれば、今後、その要綱でもっていろいろ処理したものについては、議会報告等は一切しなくてもいいということになりますかね。
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	お答えします。 内容につきましては、さきの全協でお配りした部分で、経済的支援の部分載せておりましたので、今ちょっと持ってきていますので説明しますが、遺族見舞金で、死亡した際は30万円。あと重症病の見舞金については10万円。あと、転居費用は上限20万円。心理相談料の助成は上限1万円という内容で行う予定で、そのままそれぞれ要綱を定める予定であります。
	松林議長	ほかにございませんか。（「今の答弁漏れあります」の声あり） 答弁漏れ。
質疑	14番 (西館芳信君)	私その額を聞いたんじゃないで、その処理した結果は議会に関して出されるんですかということなんです。
	松林議長	どうぞ。
答弁	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	答弁漏れということで、議会のほうには全協で説明したのと変わらない内容なので、今のところは考えておりませんでした。
	松林議長	ほかにございませんか。副町長。
答弁	副町長 (小向仁生君)	ただいまの議会の報告についての質問ですけれども、それに関しては、事件等に関して新聞紙上でもって公になっている部分については報告、それは行政報告的な形で報告はできるかと思っておりますけれども、ただ、一般に知られていないようなものについては、プライバシーの保護というのもあるので、それについては控えさせていただきたいと思っております。

当局の説明		以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第６３号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第３、議案第６４号、おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第６４号についてご説明申し上げます。 議案書１３ページから２４ページをご覧ください。 本案は、令和７年４月１日施行の行政組織機構の一部見直しに伴い、課の組織及び課の分掌事務を改めるため提案するものであります。 組織機構改革の内容等については、さきの議員全員協議会においてご説明しておりましたが、改正児童福祉法に伴うこども家庭センター設置対応と、医療、保健、健康づくり事業の連携強化を図るために、現在の町民課、保健こども課の２課を改編し、町民課、健康保険課、子育て支援課の３課体制にするものです。 伴って、各課所掌している各種審議会等について、担当課が変わりますので、附則に、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正を規定しております。

		詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。議案書 88 ページをお願いいたします。88 ページであります。 行政組織条例ですが、町長部局の課及び分掌事務を規定しており、第 1 条の課の設置では、町民課、保健こども課の 2 課を、町民課、健康保険課、子育て支援課の 3 課に改め、第 2 条の分掌事務の規定についても、町民課、健康保険課、子育て支援課の 3 課の内容に改めるものであります。 89 ページをお願いいたします。 条例附則に改正規定を定めている執行機関の附属機関の設置等に関する条例の改正内容です。 この条例は、各課で所管する各種審議会等の所掌事項や定数、任期等を定めておりますが、このたびの機構改革により、現在の町民課と保健こども課が所管しているものが、町民課、健康保険課、子育て支援課にそれぞれ変わりますので、該当する審議会等の担当課の変更、表への掲載順の変更、字句の訂正等を行うものであります。 なお、これら 2 本の改正条例の施行は、令和 7 年 4 月 1 日からとなります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。
	(議員席)	これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	松林議長	** 「なし」 の声 ** なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	** 「なし」 の声 **
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第 64 号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	** 「なし」 の声 **
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

当局の説明	松林議長	日程第４、議案第６５号、おいらせ町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第６５号についてご説明申し上げます。 議案書２５ページ、２６ページをご覧ください。 本案は、令和７年４月１日施行の行政組織機構の一部見直し及び町職員の定員適正化計画改定に伴い、町職員定数を改めるため提案するものであります。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。 議案書９０ページ、９１ページをお願いいたします。９０、９１であります。 ９０ページになります。 職員定数は、いわゆる常勤正職員の配置数の上限を定めるもので、第２条の表、下のほうになりますが、町長部局のほか、９１ページにわたって、各部局ごとに上限定数を設定しております。 また、実際の配置職員となる定員管理は、人事管理上の内部計画として定員適正化計画を定めて取り組んでおります。 このたび、機構改革により課が新設され、課長及び課長補佐の職が増えること、こども家庭センター設置をはじめとする行政事務の業務量増加に対応すべく定員適正化計画を改定したことにより、条例で定める職員定数を引上げ改正するものであります。 内容であります、改正案の第２条の表、９０ページの下段から９１ページにまたがっておりますが、町長部局の一般職員１５５人、おいらせ病院６５人、９１ページに行きまして、議会事務局４人、教育委員会２５人、農業委員会４人、合計２５３人に引き上げるほか、合計の実数には含まれませんが、併任発令している選挙管理委員会と監査委員の部局も追加いたしました。 条例の施行は、令和７年４月１日からとしております。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 １１番。

質疑	11番 (平野敏彦君)	今、90ページ、91ページの説明をいただきましたけれども、機構改革によって課が増設になるから定員を増やすということですが、私は町の将来人口等を見たときに、増える見込みがないのに職員が増えていくというのは、いろんな意味で財政的な部分から見ても、本当にこれでいいのかなと、昨日も一般質問で経常収支比率が非常に高く、自由に使えるお金がないんだよというときに、職員をまたさらに増やすことによって、非常に財政的に厳しくなるんじゃないですか。機構改革をやるということは、効率のいい行政を行うということでやるわけですから、それによって人が増えていくというのであれば、私は本当にこの考え方でいいのかな。 もう少し内容、各課の現状、そういうものを将来的な後期計画にのっとった部分では、それ以上の仕事が増える要素がないのに、こういう形で人が増えるというのは、私は非常に問題があるんじゃないかと。 私は本当に、町長、これでいいと思いますか。私は逆に機構改革で減らすなら分かりますけれども、増えてくというのは、例えば病院とかそういう特別会計で、医者とかそういうのをこれから確保して、診療収入を増やすとか、そういう理由があれば分かりますけれども、一般職では私はちょっと理解できないんですけれども、町長この考えでいいというのであれば、お聞かせいただきたいと思います。
答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	総務課長。 お答えいたします。 議員が心配する部分も多々あるかと思っております。町のほうではやみくもに人を増やすというわけではなくて、その時々業務量の多い少ない、今回については国のほうで福祉関係の法律を改めたことによって、各市町村に家庭センターなるものを設置しなきゃいけない、そういった業務量の増に伴って定員を増やすものであります。 当然、この定数はずっと行くわけではなくて、将来的にこの先、一定の段階で業務がある程度淘汰すると、当然減らしていくことも考えることも、当然そういう時期がやってくることも考えられます。一時的なものもあります。業務量そのものもずっと増えるわけではなくて、その時々業務量に応じて、定員のほうもきちんと管理したいと

質疑	松林議長 1 1 番 (平野敏彦君)	思っております。そのために定員適正化計画というものがあ りまして、3年のスパンで、その3年間の中での必要な絶対 数を定めて、計画的に職員配置しているものであります。 以上です。 1 1 番。 行政事務の場合は、国とかそういうもの、受託事務様々あ るわけですが、その時々々の行政の量が増えてきたから人 を増やす。それが減ったことによって減らす。どういうふう にして退職者を補充しないとかそういうような形で対応す るのか。私はね、将来的な採用、職員の配置計画、そうい うのもちゃんとあっているながら、今になって新しく課が、 どこですかこれは、設置してやっていく。そうでなくても、 非正規の期間任用職員というのは結構いるわけですよ。ま るっきりそういうのはなくて人を増やさなければ駄目だとい うのであれば私分かりますけれども、非正規が何十人もい ながら、そういう形でも対応できるんじゃないですか、私は。 今までやってきているの見れば。しかも、これから3年間 のスパンというのだったら、何も非正規で対応すれば十分 済むことじゃないですか。 私のこの考え方はね、ちょっと私、これからのいろんな 将来的な、昨日の質問でも将来的な財政運営について質 問して心配されているわけですから、この辺ちゃんとなる ほどという形で説明して答弁してくださいよ。
答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	総務課長。 ご心配する部分も多々分かる部分があります。 まず、おいらせ町の職員数そのものは、県内の中でも ずば抜けて低いほうにあります。いわゆる少数精鋭で各職 員とも頑張っているところを、まずご理解していただ きたいと思っております。 それから、国のほうから様々制度改正等で業務量が増 えているのも事実であります。今回の提案する内容も同 様であります。伴って、それに対応するためには、現在 ある課だけでは十分ではない、住民サービスをきちんと提 供できるところが懸念されますので、きちんと体制を整 えて、3課体制にしてやっていきたいというものであり ます。

質疑	松林議長	当然課が増えますと、課長補佐のポスト職も必要になりますので、そのあたりはご理解いただきたいと思っております。きちんと課長補佐がいて、マネジメントできる体制の中で課員がちゃんと仕事できる。それによって適切な住民サービスが提供できるということになりますので、そのあたりもきちんとご理解いただきたいと思っております。 以上です。
	1 1 番 (平野敏彦君)	1 1 番。 新しい対応事務だけに目を向けなくて、機構の中で課の統合とか連携をすることによって、例えば現有で対応できる部分というのはあるんじゃないですか。既存の今ある課をそのまま生かしてという形じゃなくて、もっと見直しをすることによって、この課とこの課と統合させてもいいとか、そういう発想がなかったのかなと思って、私はね。そういうふうなのによって現有でも可能になるんじゃないですか。私、職員数が少ないということは、結局非正規が多いということです。課長、そう思いませんか。 少ない職員で頑張っているというんだけど、少ない職員で給料が一番安いんですよ。ラスパイレス見てもそうでしょう。少ない職員でこれだけの待遇をして職員が頑張っていますよというなら私は分かるけれども、一生懸命働かせて安い低賃金で働かせているというのが、言っているようなものでしょう。また、さらにこういう機構の改革をするについては、既存の部分はただそのまま残しておいてというのは、どうも私気にかかるんですよ。町長、この辺、トップとしてこれでいいということであれば、お聞かせいただきたいと思います。
答弁	松林議長	副町長。副町長答弁。 町長。
	町長 (成田 隆君)	指名がありましたので、できる範囲でお答えできる、その他の部分は副町長並びに総務課長に答弁させます。 まずもって、平野さん言っていることは本当にありがたい、もっともだし、議会が町を牽制する、監視しているということで、本当に議員の任務を果たしてくださっているなという、改めて感心して質問を

質疑	松林議長 13番 (川口弘治君)	聞いています。 ただし、こちらの言い分とすれば、やはり新しい仕事が国から下ってきて、こどもセンターですか、そういうのをつくりなさいという指令が来ている部分で、新たにつくらなければならないという部分で、保健師さんたちも採用せざるを得ないということをしているし、また、今ここに定数ってこう、今皆様に条例の定数条例改正するように提案していますけれども、これにとって最大限この定数であれば何とかできるのではないのかなという部分で、上限でありまして、満杯に埋めるという発想ではないということもご理解いただきたいし、また、会計年度任用職員という部分で、今相当の人数働いてもらっていますけれども、その人たちも今国の働き方改革ということで、給料があまり、何の手当だったっけ。期末・勤勉手当ですか、それも支給しなければならない。正職員とそんなに変わりのない給与水準になりつつありますので、そういう部分で、それだったら正職員である程度、今平野議員にお叱りを受けるんですけれども、無理して稼いでもらうのも一つの手ではないのかなという部分もあって、少し無理かけている職員も出ているのは確かだようでありますけれども、これを上限として、今町の女性人口が減ったらどうするんだ、そうしてなったときはどうするんだという部分で、年齢の構成等も考えて、できるだけバランスがいいように、年齢構成が段階的に徐々に上がるというんですか、下がるという、バランスよく、ある年代だけは5人も6人もいる、ある年代は1人もいないという部分をなくするように調整しながら採用にも心がけていますし、また、そういう部分で今、平野議員がご指摘の部分もあり、各課長もある程度、職員によく働いてもらって、そういう部分で効率を求め、最小の経費で最大の効果を上げるという部分は改めて肝に銘じたと思いますので、ご指摘ありがとうございます。まずもって、足りない分は課長、副町長に答弁させます。よろしくお願いします。 ほかに質疑ございませんか。 13番。 この国からの制度改正によってという説明でしたけれども、このような事務の地方自治体にしなければならないというものだとは思ってはいるんですが、基本的に財政措置はされるんですか。まず1点。
-----------	------------------------------------	---

答弁	松林議長 保健こども課長 (鈴木政康君)	これ、国がこうなさいというと、当然経費かかります。でも、それによってかかる経費は自前でやりなさいと。そういう結構乱暴な、言葉はちょっとあれですが、この新しくこういう機構改革で、新たにまた経費がかかるようになると、いわゆる経常比率にも影響されるんじゃないですか。その辺がちょっとどうなのか、お聞きしたいと思います。 保健こども課長。 それでは、川口議員のご質問にお答えをします。 財政措置の話については、先ほどのこども家庭センターの設置に伴う部分ということでご理解ください。 まず、こども家庭センターを設置するに当たりましては、統括支援員という専門の職、あとは母子保健機能には保健師数名、児童福祉機能にも専門職が配置されます。これに伴う国の補助ですが、統括支援員の場合は、補助基準額として632万4,000円、母子保健機能に関しては、最高で1,433万1,000円、児童福祉機能に関しては377万1,000円という国からの補助基準額が示されております。これに補助率が例えば3分の2とか、掛け率が示されますが、いずれにしても国からの補助対応があるということでご理解ください。 以上です。
答弁	松林議長 財政管財課長 (田中淳也君)	財政管財課長。 では、補足してお答えをいたします。 基本的に制度改正、国の制度改正等によりまして、人件費等、職員が増える場合は、一応標準の規模というのが大体10万人ということで、規模で職員配置何人とか、それに伴った給与費等も交付税措置がなされることになっていきますし、例えば、先ほど保健こども課長が言った補助事業の町負担が、例えば3分の1とか4分の1ということがあれば、その3分の1なり4分の1に対しての交付税措置も当然あるものと、これまでもそういうふうになってきていますので、財政措置もあります。 ですので、経常収支比率につきましては、確かに上がるには上がる

質疑	松林議長 13番 (川口弘治君)	かもしれませんが、それに伴っての交付税措置も増えるので、その部分に関して言えば、プラマイゼロということになるのかなと思っております。 以上です。 13番。 分かりました。心配しているところは、国がそういうふうな財政措置をしていただくと。ただ、先ほど総務課長は、これは3か年とか、何年とかという話を答弁されていたような気がしますけれども、一旦設置したものが、国のほうでこれは何か年、よくあるケースだと思うんですけども、5か年ですよとか、その後のことは何も分からない。 ただし、一旦設置してしまえば、人件費がかかります。こういったことは、当然、今の段階だと、国のことですから、皆さんも答えようがないと思いますが、そういうある意味、言葉悪いんですが、お荷物的なものをどんどんどんどんつくられて、町長の施策である町の町民のサービス提供、そういうふうなものがどんどんどんどんしづらくなると。皆さんの仕事がどんどんどんどん町民から離れて、国の事務移管の下請をやっているような、言葉悪いですけども、私から見ればそういうふうに見えるんです。 ですから、その辺はよく検討して、よく将来的にどうなのかというものの機構改革をなさったらいかがですかって先ほど平野議員が言ったのは多分そういうことだというふうに思いますが、その辺は全く国のほうでは何ら示していないのでしょうか。何か年とか。
答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	総務課長。 ちょっと私の答弁のほうで説明足らずなところがあって申し訳ございません。 恐らくになるんですが、今回の福祉制度改正に伴う対応は、国のほうで法改正等しない限りはずっと続く、その業務量は続くもの、イコール体制も組まなきゃいけないというふうに思います。 私のほうで、将来的にその時々業務の多い少ないを見ながらというお話は、実際今新庁舎建設に向けて、総務課のほうに2名配置をし

質疑	松林議長 13番 (川口弘治君) 松林議長	ておりますので、そういう業務であれば、新庁舎建設が落ち着けば、その分は当然減りますし、そういった意味で各課のほうで、その時々 の業務量に応じて人を多く配置したり、それが終わると減らすとか、 そういう意味でございます。繰り返しになりますが、恐らくこども家 庭センターのほうは制度改正がない限りはずっと置くことになろうか と思っております。 それから、先ほど条例改正案で、例えば一般職155人というふう に置いていますが、この155人はあくまでも上限の人数であります ので、155人を今回いきなり採用するというわけではありません。3 年スパンで定員管理の計画を策定しておりますが、その中では、目標 値は一応149名ということになっておりますので、現在の改正前の 定数より5人増えるような形で設定しておりますので、繰り返しにな りますが、155人はある程度余裕を持った上限の数ということで、 ご了解いただければと思っております。 以上です。 13番。 ありがとうございます。 ちょっと誤解をなさらないで聞いていただきたいと思います。私は こういった質問をして、経費を削減にどうのこうのとか、そういうも のも含め、これは国がそういうふうにしているから、その辺をよく見 たらいかがですかという、そういう話をしているだけで、職員の仕事 で、何ていうんですか、定数を少なくぎりぎりというような、そうい う職員に対しての負担、今でも少ない人数で、標準的にこの町の規模 にしては少ない人数で、しかも安い給料でといえませんが、そう いったことで負担をかけて、そういうことというのは、経費削減とい う一方的な見方で、職員の配置、人件費、そういったものを一方的な 見方をしないようにぜひお願いをして、最大限のところは最大限のと ころ、その辺はよく計算して、職員に負担をかけないように、効率の いい町民サービスができる、そういったことも考えながら配置してい ただければと思います。 ほかにございませんか。 なしと認め、本案に対する質疑を終わります。
----	--	---

当局の説明	(議員席) 松林議長	これから討論を行います。討論ございませんか。 **「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第65号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 暫時休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。
	松林議長	(休憩 午前10時55分) 休憩前に引き続き会議を開きます。
	松林議長	(再開 午前11時10分) 日程第5、議案第66号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第66号についてご説明申し上げます。 議案書27ページから57ページになります。 本案は、本年の青森県人事委員会勧告に準じて、町一般職職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合、寒冷地手当の額を引上げ改定するとともに、行政職の級別職務分類表を改めるため提案するものであります。 給与改定の内容であります。給料月額については、若年層職員を重点に全職員を対象に平均3.22%引上げ、期末・勤勉手当については、支給割合を一般職職員では期末手当0.05月分、勤勉手当0.1月分、合計0.15月分引上げ、定年前再任用短時間勤務職員では期末手当0.025月分、勤勉手当0.075月分、合計0.1月分引上げとなっているほか、寒冷地手当についても11%程度引上げされ、本年4月1日から遡及適用するものであります。 また、以前の議会でも質疑が行われた経緯のある行政職の級の格付

		の見直しに関し、来年４月１日から実施すべく、行政職の級別職務分類表を改正するものであります。 改正条例は第１条と第２条で構成しており、２８ページから第１条では、今年度４月からの適用分の期末・勤勉手当、寒冷地手当、給料月額の上上げ分を規定し、施行期日を公布日として、５５ページからの第２条では、来年４月１日以降に適用となる期末・勤勉手当の改正内容と、行政職の級の格付の見直しに伴う行政職の級別職務分類表の改正内容を規定し、施行期日を令和７年４月１日としております。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。 ９２ページをお願いいたします。 ９２ページ、第１条関係、今年度４月からの適用分の改定です。 第２６条は期末手当の規定で、第２項、常勤の職員について、６月分は支給済みなので、１２月分のみ０．０５月上げ対応するよう改めます。 第３項は、定年前再任用短時間職員について、６月分は支給済みなので、１２月分のみ０．０２５月上げ対応するよう読替規定を改めます。 下のほう、第２９条は勤勉手当の規定です。第２項第１号では、常勤の職員について、６月分は支給済みなので、１２月分で０．１月上げ対応するよう改めます。 同項第２号は、定年前再任用短時間職員について、６月分は支給済みなので、１２月分で０．０７５月上げ対応するよう改めます。 ９３ページをお願いします。 上のほう、第３０条は寒冷地手当の規定です。世帯区分に応じて金額が引上げ改定されます。 中段の表が１１２ページ中段までわたりますが、給料表の改定内容であります。 若年層職員を重点に、全体で平均３．２２％引上げ改定されます。別表第１、行政職給料表は事務職等、別表第２、医療職給料表（１）は医師、別表第３、医療職給料表（２）は薬剤師等医療技術職、別表第４、医療職給料表（３）は保健師看護師等、別表第５、教育職給料表は教育委員会の教育職、それぞれ職種ごとの給料表を改正いたします。 １１２ページです。 （２）は第２条関係、来年４月１日以降に施行する規定です。
--	--	--

	松林議長	第26条、期末手当の規定について、年間引上げ割合を6月と12月、それぞれ均等に割り振りいたします。 第2項は常勤職員の規定であり、6月分、12月分、それぞれ均等に0.025引上げ対応するように改めます。 第3項は定年前再任用短時間職員の規定であり、6月分、12月分、それぞれ均等に0.0125月分引上げ対応するよう読替規定を改めます。 113ページ、第29条勤勉手当の規定です。こちらでも年間の引上げ割合を6月と12月、それぞれ均等に割り振りします。 第2項第1号は常勤職員の規定で、6月、12月、それぞれ0.05月引上げ対応するよう改めます。 第2号は定年前再任用短時間職員の規定であり、6月、12月、それぞれ均等に0.0375月引上げ対応するよう改めます。 また、113ページ中ほどから別表第6があります。行政職の級別職務分類表です。行政職の職務の級に対する職名の割り振り、いわゆる級の格付を見直しするものです。行政職の主たる職名、主事から課長までの職名が、見直し後では、各級に1つずつ格付されます。 特に114ページを見ていただきたいんですが、これまで4級、5級、6級、それぞれ改正前であれば、課長補佐と主幹、5級に課長、6級に参事が格付され、管理部門と一般部門が混在していたものを見直しし、改正案では4級は主幹、5級は課長補佐、6級は課長に整理いたしました。併せて、来年4月1日から設置するこども家庭センターに必要とされる福祉専門職名も追加規定いたしました。 なお、今回の条例改正案には含まれておりませんが、本年、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告において、給料表や号の格付を全面的に切替える給与制度アップデートが盛り込まれており、現在、県において新しい給料表と号の格付の改修作業を行っております。県のほうでは、来年の2月県議会で条例改正案を提案するという情報が入っております。当町においても、県の動きを見て、来年3月の定例会に提案したいと考えておりますことを申し添えます。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 3番。
--	------	---

質疑	3 番 (小笠原伸也君)	3 番です。 5 5 ページ、行政職給料表、アというところ、ここの 1 級のところに社会教育主事ってあるんですが、これはもちろん社会教育課に配属になっている方だと思うんですけども、社会教育主事の資格を持っていない人と、どういう明確な違いがあるのか、必ずこれ資格が必要なのかどうかお聞きしたいんですが。
	松林議長	社会教育・体育課長。
答弁	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	お答えいたします。 社会教育主事についてですけども、社会教育主事の資格を持っているということが必要になります。その資格を取るためには、毎年度研修といいますか、そういう社会教育主事研修というのをやっているんですけども、この辺でいくと青森とか、北東北 3 県ですね。大学、弘前大学とか岩手大学とか秋田大学ということでやっけていまして、ちなみに今年度岩手大学のほうに 1 名、資格を取るための研修に行きまして、合格はしたんですけども、ただ、社会教育の職務に従事する期間という規定があります。その規定の期間を過ぎないと、この社会教育主事の職名はつけられないということで、今現在、まだ主事ということで、何年か社会教育・体育課で業務を行えば、この職名が付与されるということになります。 以上です。
	松林議長	教育長。
答弁	教育委員会教育長 (松林義一君)	少し補足をいたしますが、今課長が言ったとおりでありますけれども、これまで議員ご存じのとおり、学校現場から社会教育主事として各市町村に配置というか、仕事で出向した形でやっていました。あのときは各市町村に資格を持った人があまりいなかったということもあって、学校現場からその資格を持っている人を配置していました。 それで、その後、少しずつ各市町村において、いろんな研修を受けたり大学行って勉強したりして、その主事の資格を得るケースが多くなっております。うちのほうの町でも、その資格を持っている人が結構いますので、そういう人を社会教育・体育課のほうに配置をして、

質疑	松林議長	社会教育の仕事をしていくという流れになっているということをご存じだと思うんですが、そういう流れもありましたということをつけ加えておきます。
	3 番 (小笠原伸也君)	以上であります。
答弁	松林議長	3 番。
	教育委員会教育長 (松林義一君)	そうすると、社会教育課にいらっしゃる職員の方は全員社会教育主事の資格を持っているということになるんでしょうか。
答弁	松林議長	教育長。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	全員ではなくて、何人か持っているという状況にあります。全員が持つということではなくて、一部資格を持っている人が入っていて、全体を見るという考え方で今やっていたので、全員持っているわけではないということをご理解いただければと。
質疑	松林議長	社会教育・体育課長。
	3 番 (小笠原伸也君)	今の教育長の答弁に補足いたします。 今現在、社会教育・体育課 2 名、社会教育主事の資格を持っている方がいます。 以上です。
質疑	松林議長	ほかにございませんか。
	3 番 (小笠原伸也君)	3 番。
質疑	松林議長	では、その資格を持っている方、これは職員の異動はあるんですかね。せっかく資格持っているのに、税務課行ったり、別の部署行って資格を生かせないということはないんでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいんですが。
	松林議長	いやちょっと、ほかの課ということでしょう。副町長か総務課長、答弁してください。人事でしょう。総務課長。

答弁	総務課長 (成田光寿君)	社会教育主事の関係であります。過去に社会教育関係の部署にいて、そのとき在職中に資格を持っている方もあれば、既に資格を持って入庁される方もいます。少なくとも社会教育関係の部門には1人以上置くように、こちらの人事配置いたしますので、持っている人、持っていなければ持っている人を置くとか、そういうのを調整しながら人事異動している状況であります。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第66号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
当局の説明	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第6、議案第67号、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第67号についてご説明いたします。 議案書58ページ、59ページになります。 本案は、青森県人事委員会勧告に準じて行う町一般職職員の給与改定に鑑みて、町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を改定するため提案するものであります。 改定の内容であります、町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を0.1月分引上げするもので、改正条例は第1条と第2条で構

		成し、第1条では今年度適用分を規定、施行期日は公布日とし、第2条では来年度施行分を規定し、施行期日は令和7年4月1日としております。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。 115ページになります。 上のほうの表になります。 まず、(1)第1条関係です。今年度支給分に関する規定で、第7条第2項、期末手当の支給割合について、12月分で0.1月分引上げ対応するよう改めます。 下のほう、(2)第2条関係です。来年度以降支給分に関する規定で、第7条第2項、期末手当の支給割合について、6月分、12月分、それぞれ均等に0.05月分引上げ対応するよう改めます。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第67号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第7、議案第68号、おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。

当局の説明	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第68号についてご説明申し上げます。 議案書60ページ、61ページになります。 本案は、町特別職の改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合を改定するため提案するものであります。 改定内容ですが、町特別職の期末手当の引上げ改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合も0.1月分引上げするものであります。 また、改正条例は第1条と第2条で構成し、第1条は今年度適用分を規定、施行期日は公布日、第2条では来年度施行分を規定し、施行期日は令和7年4月1日としております。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。 116ページをお願いいたします。 上のほう、(1)第1条関係です。今年度支給分に関する規定で、第5条第2項、期末手当の支給割合について、12月分で0.1月分引上げ対応するよう改めます。 下段、(2)第2条関係です。来年度以降支給分に関する規定です。第5条第2項、期末手当の支給割合について、6月分、12月分、それぞれ均等に0.05月分引上げ対応するよう改めます。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第68号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。

当局の説明	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第６９号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第９、議案第７０号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第７０号についてご説明申し上げます。 議案書６３ページ、６４ページになります。 本案は、青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である西北五環境整備事務組合が令和７年３月３１日をもって解散することから、当該組合が脱退するに当たり、規約の変更等、関係地方公共団体との協議が必要になったため、地方自治法第２８６条第１項及び同法第２９０条の規定に基づき提案するものであります。 具体的なものについて、新旧対照表でご説明いたします。 １１８ページをお願いいたします。 別表第１、構成団体の変更であり、構成団体から西北五環境整備事務組合を削除するものであります。 なお、規約の変更は、令和７年４月１日から施行するものです。 以上で説明を終わります。

当局の説明	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第 7 0 号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第 1 0、議案第 7 1 号、青森県市町村総合事務組合を組織する 地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更 についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第 7 1 号についてご説明申し上げます。 議案書 6 5 ページ、6 6 ページになります。 本案は、青森県市町村総合事務組合の構成団体である西北五環境 整備事務組合が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって解散することから、当該 組合が脱退するに当たり、規約の変更等、関係地方公共団体との協議 が必要となるため、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項及び同法 2 9 0 条の 規定に基づき提案するもので、先ほどの議案第 7 0 号と同様の手続で あります。 具体的なもの、新旧対照表でご説明いたします。 1 1 9 ページ、1 2 0 ページになります。 1 1 9 ページ、別表第 1、構成団体の変更であります。構成団体か ら西北五環境整備事務組合を削除いたします。

当局の説明		下段、別表第２であります、共同処理する事務の変更であります。公務災害補償に関する事務の対象市町村等から西北五環境整備事務組合を削除するものです。 規約の変更は、令和７年４月１日から施行するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認めます。本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第７１号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第１１、議案第７２号、令和６年度おいらせ町一般会計補正予算（第５号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	それでは、議案第７２号についてご説明申し上げます。 議案書は６７ページから７３ページになります。 本案は、既定予算の総額に５億２，５４６万４，０００円を追加し、予算の総額を１２９億７，７８５万５，０００円とするものであります。 ７１ページをご覧ください。 第２表繰越明許費補正は、除雪用車両購入事業ほか１件の事業について、年度内の完了が困難なことから、予算を翌年度へ繰越して

		使用するため設定するものです。 72ページをご覧ください。 第3表債務負担行為補正は、議会広報印刷製本業務委託料など、令和7年度の8件の事項について、今年度内に入札手続を行う必要があるため、予算の裏づけとして、今年度の支出がないゼロ債務負担行為を設定するものです。 73ページをご覧ください。 第4表地方債補正は、除雪用車両購入事業について、緊急自然災害防止対策事業を活用するため追加するものです。また、下田公園テニスコート解体事業など3件については、事業費の変更に伴い限度額を変更するものです。 続いて、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたします。 別冊の令和6年度一般会計補正予算（第5号）に関する説明書をご用意ください。 歳出の内容から説明いたします。 11ページをご覧ください。 2款1項1目一般管理費の11節通信運搬費506万5,000円の増額は、郵便料金値上げに伴い計上するものです。 13節バス借上料800万円の増額は、利用回数の増により計上するものです。 17ページをご覧ください。 3款1項2目障害者福祉費の19節障害者給付費等1億2,553万8,000円の増額、障害児給付費等4,747万7,000円の増額は、それぞれ支出見込額精査により計上するものです。 同じく3目高齢者福祉費の18節地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,467万7,000円の追加は、国庫補助により介護福祉施設の非常用自家発電装置設置費用を補助するため計上するものです。 18ページをご覧ください。 3款2項1目児童福祉総務費の12節放課後児童健全育成事業委託料632万5,000円の増額、19節子ども医療助成費1,413万円の増額は、支出見込額精査により計上するものです。 同じく2目児童措置費の19節子どものための教育・保育給付費1億2,568万9,000円の増額は、支出見込額精査により計上するものです。
--	--	--

		21ページをご覧ください。 4款1項5目成人保健対策費の12節健康診査委託料707万7,000円の増額は、支出見込額精査により計上するものです。 23ページをご覧ください。 6款1項2目農業総務費の18節畑地化促進事業補助金1,883万9,000円の追加は、国の財源負担により、水田を畑地化する際に要する土地改良区地区除外決済金等に対し助成するため計上するものです。 27ページをご覧ください。 8款2項3目除雪対策費の17節除雪用車両購入費3,630万円の追加は、除雪用グレーダーを購入するため計上するものです。 31ページをご覧ください。 10款2項1目小学校学校管理費の10節光熱水費813万9,000円の増額は、支出見込額精査により計上するものです。 34ページをご覧ください。 10款5項1目保健体育総務費の18節大会出場補助金550万円の増額は、支出見込額精査により計上するものです。 また、各款にわたり給与改正条例に伴う給与費補正の増額等を計上しております。 主な歳出の説明は以上になります。 次に、歳入の主な内容についてご説明いたします。 ページが前のほうに戻りまして、6ページをご覧ください。 1款4項町たばこ税1,000万円の増額は、収入見込額精査により計上するものです。 15款1項1目民生費国庫負担金の2節障害者自立支援給付費負担金6,470万7,000円の増額、障害児入所給付費等負担金2,373万8,000円の増額、4節子どものための教育・保育給付交付金7,423万9,000円の増額は、歳出の3款民生費に計上した給付費に対応し計上するものです。 7ページをご覧ください。 15款2項2目民生費国庫補助金の4節地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,467万7,000円の追加は、歳出の3款民生費に計上した地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る国庫補助金として計上するものです。 16款1項1目民生費県負担金の2節障害者自立支援給付費負担
--	--	--

		金 3, 143 万 9, 000 円の増額、障害児施設給付費等負担金 1, 186 万 9, 000 円の増額、4 節子どものための教育・保育給付費等交付金 2, 808 万円の増額は、歳出の 3 款民生費に計上した給付費に対応し計上するものです。 8 ページをご覧ください。 16 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金の 1 節畑地化促進事業補助金 1, 883 万 8, 000 円の追加は、歳出の 6 款農林水産業費に計上した畑地化促進事業補助金に係る補助金として計上するものです。 9 ページをご覧ください。 19 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1 億 9, 396 万 9, 000 円の増額は、当補正予算の編成に係る財源調整として計上するものです。なお、令和 6 年度末時点の当該基金残高は、予算ベースで約 18 億 3, 000 万円となる見込みです。 22 款 1 項 3 目除雪用車両購入事業債 3, 630 万円の増額は、歳出の 8 款土木費に計上した除雪用車両購入費の財源として計上するものです。 主な歳入は以上です。 ページが後ろのほうに行きまして、36 ページから 39 ページをご覧ください。 給与費明細書には、給与費に係る今回の補正内容を集計、反映させたものを掲載しております。 次に、40 ページから 43 ページをご覧ください。 債務負担行為に関する調書には、今回の補正内容を反映させた現在設定している債務負担行為の内容を掲載しております。 次に、44 ページ、45 ページをご覧ください。 地方債に関する調書には、今回の補正内容を反映させた年度末の現在高の見込額を掲載しております。 最後に、46 ページから 49 ページの補正予算主な内容は、予算案審議の参考として、主要な個別説明を掲載したものです。 以上で説明を終わります。 説明が終わりましたので、ここで暫時休憩いたします。13 時 30 分まで休憩いたします。 (休憩 午前 11 時 48 分)
	松林議長	

質疑	松林議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
	松林議長	(再開 午後 1時30分) 先ほどは、議案第72号、おいらせ町一般会計補正予算(第5号)についての説明が終わっております。 これより歳入全般について質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 一般会計補正予算(第5号)説明書、6ページから9ページになります。 なお、質疑における発言の際は、何ページの何款、何々の件についてのように議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 12番。
	12番 (檜山 忠君)	12番檜山です。 ちょっとお聞きしたいことがあるんですけども、8ページに相当するのかわかりません。農林水産関係になるのか、森林税が今年から引かれるようになったらと思いますけれども、その森林税とは、これどういう経緯で引くようなそれになったのか、また、それが何に使われるということになっているのか、まずはそれをちょっと教えていただきたいなと思いますけれども、よろしいですか。
	松林議長	8ページの何款。森林税。
質疑	12番 (檜山 忠君)	16款になるのかな、該当するのは農林水産業費の県補助金、どこにも該当するのがないので……。
質疑	松林議長	森林税はないです。
	12番 (檜山 忠君)	関連で質問をさせていただきます。すみませんけれどもね。今、先ほどお話ししたように、森林税が今年から引かれるようになったと思うんですけども、その森林税が引かれるようになった経緯と、それから、それは質問外になりますか。
	松林議長	関連質問は今までも認めておりますが、今の場合は、森林税は全く

質疑	1 2 番 (檜山 忠君)	この予算にはありませんので（「そうですか」の声あり）ご遠慮を願いたいと思います。 そうですか。何だっけ、年金受給者もみんな引かれているということで、これ何なんだという話があって、本当は一般質問とする予定だったんですけども、しそびれたのでここでと思ったんですけども、すみません。
質疑	松林議長 1 4 番 (西館芳信君)	では、次の機会に一般質問をしてください。 ほかにございませんか。 1 4 番。 1 4 番西館です。 8 ページの 1 6 款あるわけですけども、その 4 目農林水産費の県補助金ということで、こちらに環境保全型農業直接支払交付金とあります。まず、これが何であるのか。 それから、その下の畑地化促進事業補助金ということで、これについては、見るもの見たら国のほうでは 7 5 0 億円投じて、私どもの町は 1, 8 8 3 万 8, 0 0 0 円ということで事業を起こすんだよということなんだけれども、この 1, 8 8 3 万円、どういう根拠でこういう使途見込みでもって、あるいは対象がこうでこういうふうに設定しましたと、こうなりましたというところをまず教えてください。2 点です。
答弁	松林議長 農林水産課長 (柏崎和紀君)	農林水産課長。 それでは、お答えいたします。 まず、1 点目の環境保全型農業直接支払交付金の関係ですが、こちらのほうは化学肥料等の低減等、環境に配慮した営農活動に取り組んでいる農業者に対して、その面積に応じて 1 反歩当たり 1 万 2, 0 0 0 円とか 6, 0 0 0 円、例えば緑肥やれば 6, 0 0 0 円なんですけど、そういった形でお支払いするものです。こちらのほう当初で見込んでいたのが 1 4 6 万円あったんですけど、もう少し面積が増えたということで、この 1 8 万円ですか、補正させていただいたものです。 次に、畑地化促進事業補助金、こちらのほうですけども、水田の

質疑	松林議長 14番 (西館芳信君)	活用で転作する場合、もう畑地化してしまいますよと、もう田んぼにはしないで畑地化しますといったときに、各改良区に水がかり払っているんですが、その水がかり決済金ということで、それを国のほうで支援しますよということで、各改良区のほうにお支払いする金額になります。ちなみに、こちらのほう今回31名対象者がいまして、大体面積ですけども、30町歩くらいの面積になっております。その補助金になります。 以上です。 14番。 ぜひ環境保全型の交付金につきましては周知徹底して、1人でも多くの農家の人が環境に配慮してやってもらえれば非常にいいなと思いますのでよろしくお願いします。 それで、この畑地化促進事業補助金、これについては、今までは国のほうでは、農家所得の向上ということを全般的に挙げて、その中で水田活用する云々ということで、地目は水田でということでやって、水田に該当しない畑地で、これは間違ったケースなんだけれども、たまたまミスがあって、畑でやっているところは田んぼにきなさいという、いまだにそういう指導が継続していると私は思っているけれども、今回、今度はそれを変えて、水田でやっている人たちにお金を払わないよという区切りをつけるためにこれをやるんだということが書いてありましたけれども、これは地目変更は必須ですか。必ずしなければならないということになりますか。 それから、2つ目に、これは私、何でこればつと私の耳に移ったかという、今、日本中の問題になっている改良区との賦課金の問題、これに対して10アール当たり25万円まで畑にするのであれば補助するよということを言っています。今31名の人たちが対象になるということなんだけれども、もともとその31名の人たちは、畑で農作業をばんばんやれる人たちが対象だと思うんです。5年間継続しなければならないということになれば、2反歩、3反歩持って、いや毎年納めなきゃならないんだよという高齢農家の人たちはとてもできないというふうになるんだけれども、そこではたと思いました。これもし、畑、田んぼを5年間貸しますよということで借りた人が申請者になってやれば、改良区の賦課金から抜けられるんでないかなと、そういう
-----------	------------------------------------	--

		利用の方法もあるのではないかと。それは果たしていいのか悪いのかということ。 そうなれば一番の問題点は、私は改良区、特に生産手段はないです。組合員からいろいろ徴収したものでもって企業母体というか、経営しているわけです。今までは抜きたいよと、もう決済金払ってでも抜きたいよということであっても、東部の奥入瀬川東部改良区はもう世帯が小さいから、いや駄目だよ、あなたに抜ければもううちはやっていけないよということになって駄目でした。それから、南岸は結構幅広くということで、結構柔らかだなどと思いました。 今まである程度無条件でそれを許していた稲生川土地改良区、これが最近、今年、去年あたり聞いたら、いや、あそこもう駄目なんだよと、あれだけ広く組合員数が多くて、やめさせるのに非常に寛大だった稲生川改良区も、今はもう抜けさせないという方針に転換したと聞いております。 ですから、これがこのまま進行してしまえば、改良区にとってはもうすごい打撃ですよ。これ1,880万円の範囲でやるということで、あまりできないのかもしれないけれども、理論的にはそういうふうになれば、改良区は大変だということで、でも改良区とのいろんな調整、調節は必ずこれ無視するわけにはいかないということで、どういうふうにそれをやっていたかということが3つ目ぐらいの質問かな。 それから、この期限が令和7年の2月15日までという期限を設けていると。そうすると、農家にいつこれをお知らせするんだべと。ばたばたしてるんじゃないのかなと。やりたい人の、例えばもう14万円プラス2万5,000円とかって高収益のものには、みんな飛びつきたいです。でも、この期限というのは、制度設計を知らせて、そして2月15日まで書類上整えてくださいということになると、これはちょっと周知の時期が遅過ぎるのではないかなという感も否めないということで、以上、3つか4つぐらい申し述べましたけれども、お願いいたします。
	松林議長	農林水産課長。
答弁	農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 まず、1点目の地目変更が必要かということですが、取りあえずこ

質疑	松林議長 14番 (西館芳信君)	れは転作に当たって、畑、転作費用をもう今後出さないですよということですので、必ずしも田んぼを畑にしなきゃないというのは今のところないとは伺っております。 また、農地貸し借りしている方、実際には貸手側ということになるかと思いますが、この方が意思があるのであれば、その届出、申込みができるのかなとは考えております。 また、改良区のほうで、こちらをやると経営に響くとか、そういうお話だったのかなと思っております。稲生川がそれを転じてということですが、既に今回に限らず、昨年度からこの交付金、補助金お出ししておりまして、その中では稲生川さんがやはり一番面積等も多くて、昨年度は116人、230町歩くらい稲生川さんだけでこの制度に取り組んでおります。なので、転じたというのは、恐らくもうほぼほぼ稲生川さんでやろうとしているところは、これを手つけてしまったのかなということでお聞きしたのではないのかなと、今年度も実際に稲生川さん、先ほど全部で31名と言いましたが、29名、30町歩くらいと言いましたが、29町歩くらい、29ヘクタールくらいが稲生川さんになっていますので、今のところ、今年度に限っては、この制度にのっとってやっているというふうに感じております。 最後の周知ということですが、先ほど申し上げましたとおり、この制度、昨年度から町のほうで交付等しております。実質的には令和4年度に説明をして、令和5年度、6年度というふうな、5年度でも説明等、文書等をお渡ししていますが、2か年にわたって農業者の方に知らせておりますので、周知はされているのかなと、取り組んでいたいているのかなと思っております。 以上です。 14番。 今の課長の説明である程度のものは納得できました。それで、今課長の説明の中では、改良区側の深刻な思いというのはないのかどうか分からないけれども、別にそれをお話ししませんですし、伝わってきませんでした。となると、この制度を利用しても、改良区脱退ということにはならないということで解しているんですね。 そして、これは10アール当たり25万円まで上限で、この賦課金だとか、そういうのを助成しますよということなんだけれども、その
-----------	------------------------------------	---

		25万円の上限の中には、さっき水がかりということでおっしゃいました。例えば、それは恐らく1反歩当たり5,000円だとか6,000円のお金です。それに比例して、10アールが乗数というか、掛けていくわけですが、そういう賦課金だけじゃなくて、脱退するということでは、じゃあその脱退する足抜け代、いわゆる本来の意味の決済金には、この25万円というのは及ばないんだと解釈してよろしいですか。
答弁	松林議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 改良区の経営の部分ですが、これはあくまで改良区が承認しなければ、この補助金の対象になりませんので、その辺のところは改良区さんのほうで経営なりを考えて脱退させる、させないというふうに判断をしているものと思います。脱退といいますか、田んぼから畑のほうに。この決済金というのは、あくまでも水がかり、水利費ですが、それをもう今後払わなくてもいい、そのためにもう一旦ここでその決済金、まず、各改良区によって金額は違いますが、それをお支払いすれば、もう今後水利費は発生しないよという取扱いになっているかと思いますが、そのようになっております。 あと……（「いいです、あとは勉強します」の声あり）申し訳ございません。もしあれば、また後でお聞きいただければお答えしたいと思います。
質疑	松林議長	ほかにございませんか。
	11番 (平野敏彦君)	11番。 歳入、ページ、6ページの1、町税のところ、たばこ消費税、補正額1,000万円出ていますけれども、これは何だっけ、煙の出ないたばこ、ああいうふうに切り替えている人結構多いので、私はたばこ消費税が、こんなに額が2億トータル3,000万円の予算計上になるというのはちょっと予想しなかったんですけども、この中身、ちょっと説明していただきたいと思います。 それから、もう1点。今、国のほうで問題になっています103万円の壁、これが八戸では幾ら、三沢では幾らという議会の議論見れば

答弁	松林議長	載っています。当町でも、この１０３万円の壁が引上げあったときに、どういう影響を受けるのか、金額的に幾らぐらいになるのか、併せて答弁をお願いします。 たばこのほう答弁願います。 １０３万円のほうは、どこ、ちょっとここに出てきませんのでご遠慮を願いたいと思います。 たばこのほうは答弁をお願いします。 税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	それでは、たばこ税に関するご質問がございましたので、お答えしたいと思います。 質問の中に、通常の紙のたばこと、あと電子たばこという話がありましたけれども、どちらも課税対象にはなりません。 今回、補正額ということで１，０００万円ほど上げているわけですが、ここ何年か見ましても、毎年こう上がっている状況にあります。ここ５年間の間に、大体４，０００万円ほど上がっていますので、１年にすると１，０００万円弱という状況になります。 たばこ税のほうは以上です。
	松林議長	１１番。
質疑	１１番 (平野敏彦君)	議長、さっきの１０３万円はどういう意味だということですか。
	松林議長	１０３万円は、関連、どこに出てもいけませんので、先ほどの檜山議員と同じく、そっちのほうはご遠慮願いたいと思います。
質疑	１１番 (平野敏彦君)	いや、だって八戸とかはちゃんと幾らになりますよ、この壁が上がることによってなりますよって議会で答弁しているのが載っていますよ。八戸だの三沢はそれでよくて、うちのほうは同じ税で聞けないんですか。
	松林議長	どこの科目で質問。
質疑	１１番	町税のところ、結局これが町税だって変わってくるでしょう。

質疑	(平野敏彦君) 松林議長	そうすれば、先ほどの檜山議員のほうも質問を受け付けなければなりませんけれども、町税でやりますか。
	1 1 番 (平野敏彦君) 松林議長	住民税にも影響するわけでしょう。この引上げがかかったら。 住民税はこの中には出てきてないんだけど、たばこ税はあります。でも、住民税は出てきていませんので、議長としてはご遠慮願いたいと思います。 ほかにございませんか。
	(議員席) 松林議長	** 「なし」 の声 ** なしと認め、歳入についての質疑を終わります。 歳入全般の質疑を終わります。 次に、歳出についての質疑を受けます。 第 1 款議会費から第 4 款衛生費までの質疑を受けます。 説明書 1 0 ページから 2 2 ページになります。 質疑ございませんか。 3 番。
質疑	3 番 (小笠原伸也君)	3 番です。 2 0 ページお願いします。 2 0 ページ、町民課関係だと思うんですけども、生ごみ処理機、4 款衛生費 3 目環境衛生費の 1 8 節負担金補助及び交付金、2 0 万円ほど生ごみ処理機、これ購入補助金が出ておりますけれども、これは町民に対しては、何件分の生ごみ処理機の補助を出したのか、1 件当たり上限 2 万円とかとあったから、1 0 件なのか、その件数 1 つと、あと、それに関連して、今町でごみの減量作戦やっているわけですから、広報おいらせに 1 2 月号、7 月から 9 月までのごみ排出量とあって、これ可燃ごみのところ見てみると、増えているんですね。可燃ごみが増えている。そこの関連をどのように検証しているのか、お聞きしたいと思います。
	松林議長	町民課長。

答弁	町民課長 (松山公士君)	それでは、議員のご質問にお答えします。 まず、その生ごみ処理機の件数ですが、予算の、上限2万円ですので、掛ける10件ということで20万円ということで計上しております。 あと、広報のほうでごみ減量を、今のごみの状況をお伝えしているところですが、議員ご指摘のとおり、可燃ごみについては、7から9月分においてはちょっと上がっているという状況もございまして、この要因は我々もいろいろ考えてはいるんですが、これだということとはちょっとないんですが、夏場ということもあって、そういう生ごみが増えることも多かったのかなと考えておりますが、1年通してどういうふうに移っていくか、今後もこのごみの量についてはちゃんと注視して見ていって、原因を探っていきたいと考えておりました。 以上です。
質疑	松林議長 3番 (小笠原伸也君)	3番。 ということで、これ、生ごみ処理機を使うことによって水分が蒸発して軽くなると。したがって、可燃物のごみが減ることだと思うんですけども、今現在減っていない、増えているんだということで、この生ごみ処理機の購入費の補助金、これ今上限2万円ですけれども、これ例えば4万円ぐらいにすると、もっと希望する町民が増えるわけですね。そういうふうに移っていく方法もあるし、いや、全然効果ないからもう補助金なしだと。これどっちかかなと思うんですが、そのところはいかがですか。
答弁	松林議長 町民課長 (松山公士君)	町民課長。 お答えいたします。 議員おっしゃるとおり、県内の市町村においても、この生ごみ処理機の補助金をやめたところもあります。我々のほうとしては、生ごみ処理機はやはり効果があるだろうということで、今補助金を出しておりまして、前回の議会でもご説明したとおり、県内でもかなりいい条件で助成しているところもございまして、今、また業者のほうでもチラシ等で、おいらせ町にこういう補助金があるよということで流して、結構高価な電気式の生ごみ処理機をチラシを出したりして、その

質疑		結果、今もう既に5件、もう使われた、お支払いしているんですけども、今後もまた5件ほど購入して助成を受けたいという人がありましたので、今回10件の補正を組んだところでございまして、これがただ、今後ももっともっていうともちろん財政的な部分もございまして、すぐ簡単にこれを100とかに上げることは難しいと思うんですが、今現時点では、コンポストってのもっと安い、それは1万円台で買えると思うんですが、そういったものも含めて、やはり肥料化するとか、乾燥して減量するとかということで効果があると思っていますので、現時点では継続したいと考えておりました。 以上です。
	松林議長	6番。
答弁	6番 (佐々木 勝君)	すみません、佐々木です。 ページ数が11ページの総務費、2款使用料及び賃借料、バスの借上料800万円あるんですが、コロナ禍が明けてはいないんですが、落ち着いている状況を考えると、町内会とか老人クラブとか、その他団体で、多分これ、寺下のバスの運行だと思うんですが、大体中型、大型というのは、大体1日当たり何ぼかかっているかお聞きしたいんですが。1台当たりで。1日借りれば何ぼかかるのか。
	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 単価契約を結んでおりますので、単価の値段をお知らせいたします。要は単価によって時間とかも全部変わってきますので、大型でありますと時間当たり6,530円、中型でありますと5,520円、小型ですと4,740円、これはいずれも税別であります。時間当たりの単価です。 さらに、キロ数も加算されます。キロ数の税別単価も大型、中型、小型でそれぞれ異なっております。大型でありますと1キロ当たり170円、中型でありますと150円、小型でありますと130円。 以上であります。
	松林議長	6番。

質疑	6 番 (佐々木 勝君)	ありがとうございます。 というのは、今だんだん去年あたりからすごく増えていますよね。町の負担というか、町内全体がそういうことで活性化になればいいと思うんですが、もうちょっとこう、1 回町内でも年 2 回かぐらいか、3 回か 2 回ですよ、使えないと思うんですが、町の情勢考えればお金かかる話なんです、いろんな部分で、私も洋光台の町内会とか敬老会でお世話になっているんですけども、活性化のためにもっと P R してやったほうが、どんどん増えてくるのではないかなというのと、やっぱり町内会同士で乗って、やっぱり近所の人たちとその中で盛り上がるんですよ。そういう面ではいろんな情報交換もありますし、新しい人も入ってくると、いろんな情報が入ってきて、変な話安否確認じゃないですけども、そういうのも出てきますので、今後そういうことで、減らさないで、増やすことはないにしても、継続してほしいと思うんですが、その辺は今後も継続できるかどうかお願いします。
答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	総務課長。 お答えいたします。 確かに借上げバスによって利用する団体の親睦にもつながりますし、福祉向上、文化向上、様々な利点があると思っております。 ただ、経費の問題もありますので、幾らかかってもいいというものではございません。ちょうどコロナ禍のあたりは 2, 0 0 0 万円切るぐらい、年額で 2, 0 0 0 万円切るぐらいでいたんですが、昨年度あたりから徐々に増えてきておりまして、昨年度の実績で年間で 2, 7 0 0 万円ちょっと、今年度は恐らくそれ以上いくかと思っております。3, 0 0 0 万円近い状況はコロナ禍前のものでありますので、大体これぐらいで推移していく分にはいいんですが、これ以上増える場合は、今後の検討課題になるんですが、町の中での財政的なものもありますので、もしかしたら他団体、他の自治体等の事例も参考にしながら、一部負担を求めるとか、そういったことの検討も必要になってくるかもしれません。まだ未定であります、今後そういうことも考えられると思ってございます。 以上です。

質疑	松林議長	6 番。
	6 番 (佐々木 勝君)	そうですね、やっぱりただでというのは、やっぱり今の世の中なかなかないと思うので、多少 1,000 円でも 500 円でも、1,000 円でも 2,000 円でも、町内会長の話とかいろいろ聞いて、負担してもらったほうが私もはっきり言っていると思います、それは。だから、それも含めて今後協議して継続してもらえればなと思います。 以上です。
質疑	松林議長	ほかにごいませんか。 2 番。
	2 番 (大浦陽子君)	2 番です。大浦です。 17 ページ、3 款民生費 3 目高齢者福祉費の 18 節負担金補助金及び交付金、地域介護・福祉空調整備等施設等整備交付金とはどういった交付金で、どこの施設のことなのかと、6 目福祉施設管理運営費の 17 節備品購入費、庁用器具費とはどういう器具なのか。 あともう 1 点、18 ページ、3 款民生費の 2 目児童措置費 19 節扶助費、子育てのための施設等利用給付費は、子育てのための施設とはどこの施設のことなのか、お伺いいたします。
答弁	松林議長	介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	ただいまの大浦議員の質問にお答えします。 まず、17 ページの地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、資料、事項別明細書の一番後ろのほうちょっとご覧ください。48 ページ。財政側でつけている添付資料のほうをちょっとご覧いただきたいと思います。中頃のところに説明が書いてあるところです。 ちょっと補足的に、まず、この……（「すみません、ちょっと画面見えないんですけれども」の声あり）
答弁	松林議長	よろしいですか。（「はい」の声あり）どうぞ。
	介護福祉課長	では、ちょっと 48 ページのほうご覧になってください。

答弁	(澤頭則光君)	中頃に施設の内容と書いていますが、まず、内容のところ、地域介護、中頃の内容と書いているところです。地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金という名前の国の補助金がございます。これを大ざっぱにちょっとお話ししますと、施設本体を建てたい場合とか、それから今回のように設備の部分、新たに整備したいというものに対して、国が10分の10定額補助するものになっております。 今回その説明の欄、右の説明の欄に移ります。今回整備のほうになりますが、介護福祉施設のほうで、非常用自家発電設備を設置要望がありましたので、これを国に上げたところ、要望書のほうを上げたところ、今回採択になりましたので、予算計上したものになります。 施設のほうですが、社会福祉法人奥入瀬会の経営する2施設が該当になっておりまして、そこに書いてあるとおり、グループホームあゆみの里、こちらのほうに対して602万円交付の予定になってます。それから、ケアハウス百石荘ゆうゆう庵に対して865万7,000円交付予定になっておりまして、合計予算額どおり1,467万7,000円となっております。 続きまして、ちょっとまた、すみません、資料を戻っていただきまして、17ページ。 庁用器具費の質問だったと思います。こちらのほうの庁用器具費ですが、老人福祉センターに設置してある消火器、古くなって耐用年数が今近づいてきたということで、その11本分更新をする内容になっております。 以上になります。
	松林議長	もう1点ある。 保健こども課長。
	保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは、18ページの子どものための教育・保育給付費についてご説明いたします。 まず、この子どものための教育、下のほう、失礼しました。18ページの子育てのための施設等利用給付費についてでございますが、こちらについては、町内13施設あるこども園の給付に対する経費と、あとは町外だと三沢の第一幼稚園だとか、三川目の保育園だとか、そういったところに対する給付費になっております。 以上です。

質疑	松林議長	2 番。
	2 番 (大浦陽子君)	子供のための施設利用給付費とは、じゃあ保育園という認識で大丈夫ですかね。
質疑	松林議長	答弁いい。まだ質問する。どうぞ。
	2 番 (大浦陽子君)	いや、それはそっちで、福祉のほうをちょっと今度聞くので、子育てのための施設利用費は、保育園とかの認定こども園というので理解しました。 すみません、介護、17ページに戻ります。すみません。この介護高齢者福祉施設の交付金は、国の負担が10と今話していましたが、これは何かこう、町の建物には使えないのかお聞きします。
答弁	松林議長	介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	ただいまの質問にお答えいたします。 こちらのちょっと持っている資料上でちょっとお話しさせていただきますが、まず、こちらの施設は障害にはちょっと今使えない形のものになっております。介護保険であるとか、高齢者施設が対象のものとなります。あと、そうですね、あとは対象といたしましては、今回該当になったところが社会福祉法人等の施設を整備するものとして、対象としていただいたものになっておりますので、その中で、今、今回補助交付金を交付したという形になります。 以上になります。
質疑	松林議長	2 番。
	2 番 (大浦陽子君)	これは、じゃあ自家発電の設備に関わる補助金のみ対象ということだとちょっと私も今認識したんですが、ちょっと庁舎のほう、いきいき館とか、ちょっとこう利用したくても何か空調の設備が壊れているので貸せないという話とか、ちょっと過去にあって、そういう補助金を使って、そういう床暖なり空調を修復するということはできないのか、最後お伺いします。

答弁	松林議長	介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	すみません、こちらの今交付金の対象としている事業をもう少し詳しく言いますと、既存の高齢者施設の、例えばスプリンクラーとか、防災施設、防災系の施設を補助、改修等する場合に、補助しているものが該当しております。今回こちらの対象となっているその一連のものが、そういった防災関係の事業となっておりましたので、一部施設を機能をよくしたり、そういうものは一応対象としていない形になっております。 以上になります。
質疑	松林議長	ほかにございませんか。 1 番。
	1 番 (小向幸祐君)	2 点ほど確認させてください。 1 3 ページ、2 款総務費の定住促進対策費、5 目の結婚新生活支援補助金、この補正がかかっているんですが、内訳、何件申請あって、内容も含め、その確認と、もし分かればエリア、学区でもいいので、どこで発生しているかというのを確認させてください。 次、あと 1 点が、2 7 ページ。
質疑	松林議長	2 2 ページまでです。
	1 番 (小向幸祐君)	分かりました。じゃあそれで。
答弁	松林議長	政策推進課長。
	政策推進課長 (田中貴重君)	小向議員の質問にお答えをいたします。 結婚生活支援補助金の件でございます。この内容については、新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費、または賃貸費用に係る支援及び引っ越し費用等に係る支援を行うというもので、対象としましては、夫婦、結婚する夫婦です。年収が 5 0 0 万円未満で、対象として夫婦とも 3 9 歳以下の世帯ということで、2 9 歳であれば 6 0 万円、3 9 歳であれば 3 0 万円というものを支給して結婚を推進していく、

質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君) 松林議長	婚姻を進めていくという制度であります。 件数については、今回補正しまして、昨年からの繰越しが2世帯、それと、今申請を予定していると思われる方が4件から5件いて、その予算で計上しております。60万円の世帯分として計上しております。 今、去年からの継続分として、学区的には、木ノ下小学校区の20代の方が2世帯いて、そのほかについては全世帯、百石小学区もいますし、甲洋小学校区もいる、下田小学校もたしかいたと思うんですが、そういう方から今相談を受けているというところでございます。 以上です。 11番。 私は、ページ、11ページ、2款1項6目の交通安全対策について、今工事中的新大橋が3月末に供用開始になるという記事がありました。それによって、国道338の交通量というのはまた増えるんじゃないかと心配をしております。特に二川目町内にあっては、横断歩道、信号機ありません。横断するに、朝6時から7時半までの間は、なかなか車が途切れることがない。八戸へ通勤する者、それから六ヶ所へ行く大型バス、様々な車が行くことによって、特に高齢者は横断するに必死です。ぜひ、そういうものが予測される、これから対策を取っていただくようお願いをしたいんですが、例えば横断歩道を1か所つくる、それから信号機1つつけるだけでも交通が一時遮断されることによって、横断ができるようになります。この辺、町として検討してもらえるかどうか、お答えをいただきたいと思います。 それから、ページ、12ページの総務費の、これは町活性化のほうになるかなと思うんですけれども、私12月の広報見て、新年互礼会の案内がないな。八戸、三沢を見たら、八戸は1月6日に商工会議所に申し込みなさい。三沢市は1月7日に開催するから、広報広聴課へ申し込みなさいとあります。当町は、そうすると新年互礼会を開催しないというふうなのか、確認をしたいと思います。 それから、ページ、25ページのところですけども、そこまで行かないな。次。2点だけ。 まちづくり防災課長。
----	--	---

答弁	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	私のほうから、11ページの338の横断歩道と信号機と検討できないかということなのですが、町自体では338に対しては施工できませんので、公安委員会に要望事項として、学区対策の関係とかで要望していきたいと思っています。
答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	総務課長。 平野議員から新年互礼会、当町のほうでは新年を祝う会という形で開催していたものでありますが、恐らく5年ぐらい前に、五、六年ぐらい前に廃止するということで、関係者、それから議員の皆さんにもお伝えいたしましたし、その当時からもう開催しておりません。5年ぐらい前に廃止しております。 以上です。
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	11番。 今の338のところですけども、町が要望して、公安委員会のほうに要望するということですけども、338については死亡事故が発生しています。二川目町内で死亡事故も発生しています。そういう意味では、やはり一旦途切れるような方法を町のほうでも考えて、公安委員会と協議していただきたい。 この今のままですと、特に朝の農作業用のトラクターが横断する、そういう際も簡単でないですよ、10分以上待っている。そういう実態があります。ですから、特に高齢者の方が、うちのほうの場合ですと、コンビニ1軒あるんですけども、そこ渡るのに必死こいてるんですよ。やっぱりそういうのも実態としてありますので、一川目には信号が2つあって、甲洋小学校のところにも信号があります。そこで途切れてきて、初めて車の流れが止まって、横断するタイミングというのができるんですけども、二川目はそれが全然ありません。そういう意味では、ぜひ前向きに検討し、公安委員会のほうに働きかけをしていただきたいと思います。 それから、新年互礼会は5年前になくなったんですけども、私は地域のいろんな各種団体、それからそういう行政に関わりある方が一堂に会して、年の始まりを祝うということがあってもいいんじゃない

		か。もうコロナも収束したし、これから町は新庁舎建設、病院建設、いろんな意味で町民との情報交換をしながら、町の目標達成のために集まることも必要じゃないかと私は考えています。ですから、コロナ禍でやむを得ない場合もあったんですけども、今はもう流れが変わってきています。そういう意味では町長、どういうふうに感じますか。 八戸の場合ですとやってきて、三沢は限定200人だか、そういう形で開催しています。市で開催している、三沢は。八戸は商工会議所。だから町も、やっぱり変えていかなきゃないんじゃないですか。やっぱり広域の枠の中で、多分やっていないのはおいらせだけだと思いますよ。町長、やっぱりこのところは改めて、私が言った町の課題、そういう情報交換、力を町民、各界の力も結集するという意味では必要だと思うんですけども、見解をお願いします。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	今、町長と指名がありましたけれども、そういう情報とか、そういう部分で総務課長のほうが詳しいので、代わりに答弁させます。
	松林議長	総務課長。
答弁	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 廃止した理由は、コロナの状況があったからというものではありません。コロナ禍が入る前に廃止しております。当時、様々な経緯、様々な理由等があって、背景があって結論を出して廃止するということに、廃止するという結論に至ったと思っております。その当時もやっぱり継続すべきという意見もありましたが、総合的に勘案して、廃止すべき旨を結論づけて、今に至っているものでありますので、一応、今回平野議員がそういう意見がありましたということを受け止めるにとどめておきたいと思っております。 以上です。
	松林議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。 ** 「なし」 の声 **

質疑	松林議長	なしと認め、第1款から第4款までの質疑を終わります。 次に、第6款農林水産業費から第10款教育費までの質疑を受けます。 給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を含みます。 説明書22ページから45ページになります。 また、議案書71ページから73ページの第2表繰越明許費補正、第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正も含みます。 質疑ございませんか。 3番。
	3番 (小笠原伸也君)	3番です。 予算説明書の6款農林水産業費、24ページですね。24ページ、6款農林水産業費1項農業費の6目農村公園管理費というところなんですが、この375万円というのは、これはあれでしょうか、町内会向けの補助費みたいなのもこれは含まれている金額なのか、まずお聞きしたいんですが。
答弁	松林議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 この375万円の中には、議員おっしゃるとおり、農村公園を管理していただいている町内会へのお支払いも含んでおります。 以上です。
質疑	松林議長	3番。
	3番 (小笠原伸也君)	町内会の、何か所か公園があるようですけれども、町内会が実際に管理しているというのは何か所になりますか。
答弁	松林議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 6町内会になります。

質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	そのうちかどうかちょっと、その6か所の入っているかどうかはあれですけども、秋堂の農村公園、それこそ交番の近くにあるイオンのすぐ目の前にあるんですが、秋堂農村公園というのがあるんですが、何かその管理もやっぱり町内会が管理しているんでしょうか。高齢化して何か管理が難しいとかという話も聞いたりしてはおったんですが、町内会管理しているんでしょうか。
答弁	松林議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 その前に、すみません、ちょっと訂正させていただきます。農村公園は6か所あるんですが、町内会に委託しているところは5か所でございます。1か所は町内会でできなくてシルバーのほうに委託しておりますので、そこは訂正させていただきたいと思います。 そして、今ご質問がありました秋堂の木崎にあるやつですけども、木崎の町内会の中にあるそういったもみじ会という組織がありまして、そちらのほうにお願いして様々管理をお願いしているところです。 以上です。
質疑	松林議長	1 2 番。
	1 2 番 (檜山 忠君)	檜山です。 2 4 ページですね。2 4 ページの6 款農林水産業の2 項の林業費1 目林業総務費として5 9 7 万円のそれが出ていますけれども、その内訳を教えていただきたいのと、それから、特定財源として、その他2 4 万2, 0 0 0 円が出て、一般財源マイナスの2 4 万2, 0 0 0 円となっていますけれども、それがどういう理由でこういうあれが出ているのか、それを教えていただけますか。
答弁	松林議長	農林水産課長。
	農林水産課長	お答えいたします。

質疑	(柏崎和紀君)	こちらのほう、総額の部分で、先ほどお話がありました森林環境譲与税を活用した危険木等の伐採とかに使われている科目であります。 24万2,000円は、その中で、今年度森林台帳システムのほうの構築ということで修正した部分がございまして、そのお金を森林譲与税充てていたんですが、実際に入札したところ、この分の予算残が出たので、一般財源のほうを森林環境譲与税のほうに充てたということになります。 以上です。
	松林議長	12番。
	12番 (檜山 忠君)	ということは、ここに森林税が入っているということなんですね。そのほかにこれ、森林税がどのように使われていますか。
答弁	松林議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 金額までは今資料は持ち合わせていないんですが、先ほど申しました危険木等の伐採、あるいはシステムの更新、そして昨年度から始めたんですが、森林の所有者に対して、今後その森林をどういうふうに管理していくのかという意向調査をしていますので、そういった経費に活用しております。 以上です。
	松林議長	12番。
質疑	12番 (檜山 忠君)	分かりました。その森林税の関係を、よく何に使われているかというのを説明をもう一度してあげるようにすれば、徴収されている方々も納得するんじゃないかなと思いますので、そこら辺よろしく願います。
	松林議長	暫時休憩します。2時45分まで休憩いたします。 (休憩 午後 2時29分)
	松林議長	休憩前に引き続き会議を開きます。

		(再開 午後 2時45分) 1 番。
質疑	松林議長 1 番 (小向幸祐君)	すみません、前半で1回フライングしたところになるんですが、27ページの土木費2項の3、除雪対策費の17節の備品購入ですね。除雪用車両購入ということで上がっております。ほぼ補助金等あるものではあると思うんですが、車両更新ということで、最後のほうに載ってはいたんですが、だんだん雪が降ってきて除雪機、グレーダーもバンバン動くような時期になってきていると思うんですが、今の補正にかかったように、何か急に更新するようなイメージでちょっと見らさったので、どういう理由で更新が必要になったかというのを確認したいと思います。
答弁	地域整備課長 (岡本啓一君)	このたびの予算に計上して車両を更新する予定のモーターグレーダーにつきましてご説明申し上げます。 今回更新しようという車両は、三菱製の平成8年に購入した車両でございます、購入後およそ28年ぐらいたっております。毎年のように車両に不具合が生じて修繕を重ねてはいるんですが、三菱につきまして、現在製造が終了しているということで、今後部品の調達が困難になるなという見込みが立ちましたので、このたび補正予算に計上して、車両を更新しようというものです。 なお、車両の納品時期につきまして、およそ来年の秋頃と見込んでおりましたので、今シーズンにつきましては、現在の車両のまま除雪作業を行う予定でおります。 以上です。
質疑	松林議長 1 番 (小向幸祐君)	1 番。 ありがとうございます。 平成8年という、部品も厳しいのは確かに、今回その部品も終了するというところで進めてはいるかと思うんですが、今回1年間は、まず1年間というか、今シーズンはもう使うには支障がないような状態で、事前の今、冬に向けて使うよという事前の点検においても、ちょっとこれ怪しいなという判断になったのか、それも一応再確認させて

答弁	松林議長	ください。 地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 今回財源として使うのは地方債でございまして、この採択といったようなものではなくて、緊急的に防災対策などに使うという経費であれば、結構国庫補助金より幅広く使える財源になっております。今回、そのほかの事例も調べながら、今回このような有利な起債が使えるのだということでしたので、このたび財源として見込んでいるものでございます。 以上です。
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	私はページ、25ページ、商工費の7款1項3目のところで質問させていただきます。 この前、日本の伝統的酒造りがユネスコの無形文化財に登録されたとあります。当町には地酒、蔵元が、桃川がありますが、町として観光とつなげる、これから取組、そういう考えがあるかどうか、1点お聞かせいただきたいと思います。 それから、あわせて、こういう観光の、たしか協力隊が配置されてあったと思うんですけども、この前、十和田の広域定住自立圏の中で、地域おこし協力隊による合同活動報告会が開催されたとあります。当町からも参加してあるという確認をしましたが、この内容的な部分について、どういう町のほうで報告内容になったのか、確認をしたのか、この1点お伺いをしたいと思います。 それから、ページ31の10款1項2目教育振興費についてお伺いいたします。 この前、12月5日に木ノ下小が、日本管楽合奏コンテストで優秀賞を受賞したということで、町長の報告した記事がありました。この4年生、吹奏楽部、4年生から6年生47人、これが全国大会に行ったわけですが、この経費の負担というのは、どういう形になっているのか。この積算、1人当たり幾らになっているのか、どういう基準で派遣をしたのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

答弁	松林議長 商工観光課長 (柏崎勝徳君)	商工観光課長。 それでは、補正予算説明書 25 ページ、商工観光費に関連してのご質問でございますけれども、日本の酒造り、伝統的酒造りがユネスコの無形文化財に登録されたということで、当町に桃川株式会社さんがあるということで、大変光栄なことだなと思っているところでございます。 桃川さんにつきましては、当町の観光物産協会の会員さんでもございますし、これまでも町の酒蔵ということで、伝統のある酒蔵ということで、観光の一部として、もちろん認識もしてきているところでございますので、今後も、もちろんこれまでも観光として取り組まさせていただきますところでございますが、これを契機にさらに盛り上げていけるように、何かしらの仕掛けをしていければなというふうには考えているところでございます。 それから、もう一つ、地域おこし協力隊の件でございますけれども、ご指摘のとおり、先日上十三の合同活動報告会がございまして、当町の協力隊 2 名も参加をして、報告をしているところでございますが、内容といたしましては、それぞれの協力隊員が現在執り行っている業務内容とか、町で取り組んでいること等について、それぞれ当町だけではなくて、上十三圏域の協力隊員がそれぞれ事例発表といいますか、自分たちの活動を報告するという内容でございました。 以上です。
答弁	松林議長 社会教育・体育課長 (三村俊介君)	社会教育・体育課長。 それでは、木ノ下小学校の吹奏楽部の件で、全国大会出場したという記事が載っております。今日も載っていましたが、その件の経費に関してということでご質問がありましたので、全体経費はちょっと把握していないんですけれども、補助金の件で、大会出場補助金等が出ますので、そちらに関して関連質問ということでお答えしたいと思います。 今回の予算の 34 ページの教育費の保健体育費の中に、大会出場補助金 550 万円というのが計上されております。実は、この中に今の吹奏楽全国大会の部分が含まれております。大体 200 万円ぐらい

質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君) 松林議長	になります。補助金につきましては。うちのほうとしては、1人当たり幾らというのはちょっと出ていないんですけども、全体として、この予算の中で大体208万円ぐらいを木ノ下小学校に対して補助するということで、今現在考えております。 なお、木ノ下小学校については、東北大会にも8月に行っておりまして、そちらの分も100万円程度補助するということで、現状考えている状況です。 以上です。 11番。 商工観光のほうについて再質問いたします。 桃川のほうについては、これから盛り上げる仕掛けをということで答弁がありましたけれども、私は地元の各種団体、町内会、社会教育団体、いろんな団体に呼びかけして、まずは酒蔵見学会とか、そういうものを企画してはどうか。やはり地元の人が地元の商品を理解し、自信持ってPRできるような、町からそういう情報発信できるように体制づくりをするのも一つの方法じゃないかなということで、これを契機にやったらどうかという思いがあります。 それから、協力隊の2名の参加で、その業務内容、お互いに交換されたとありますけれども、やはり私は、この協力隊については、他の協力隊を見ますと、いろんな目的のために個々の評価がされているわけで、うちの協力隊の場合は、これをやってこういうふうに成果があったというのがあったら、もう1回お知らせをいただきたいと思います。 それから、木ノ下小の派遣については、今新聞に載って間もない部分もありますので、この文化部門とスポーツ部門との派遣の基準というのは統一されているのか、それともスポーツ部門については、県大会、郡大会、県大会、全国大会、そういう派遣のいろんな負担割合がありますから、この辺については、文化部門のほうについては、どういう形でこの積算されているのか、基準があったらお知らせをいただきたい。 以上です。 商工観光課長。
----	--	---

答弁	商工観光課長 (柏崎勝徳君)	それでは、再質問にお答えをしたいと思います。 議員ご提案の地元の団体に呼びかけをするなどして、まず酒蔵見学とか、そういうことで情報発信してはどうかというようなご提案でございましたが、誠にいいって言うと大変失礼かもしれませんが、そのようなことも議員ご提案の内容も、桃川さんと相談をしながら、何かそれも含めて取り組めることがあれば、やっていきたいなと考えております。 それから、協力隊の成果はということでのご質問でございましたが、ご承知のとおり、今商工観光課には2人協力隊員がおりまして、1人は今年度末で終了、もう1人は今年度からスタートした協力隊員ということでございます。 今年度で終了する隊員につきましては、これまで特にホームページとかSNS等を活用した町の観光物産情報の発信とか、PRなどを特に重点的に行っております。インスタグラムとか、あるいはブログのしあわせおいらせというブログで、様々な町の観光情報等をPRをしてきております。それから、広報おいらせのほうにも紙面に記事を投稿したりということで、町の観光情報等の発信というのを行ってきたところでございます。 もう1人の隊員でございますが、今年4月から採用になった隊員ですけれども、主には町のブランド、それから物産の振興ということで、様々な町内にある物産、物とか、食べ物とか、そういうものの磨き上げ等を行うということをミッションにしておりますが、いかんせん今年度採用になったばかりで、まだ今の段階は、まずは町を知るところを本人の何ていうんでしょう、ミッションの一つとして、今はまず町を知るところを行っているところでございますので、今後、今年度蓄えた情報等を基にして、様々な物産振興等に努めていくものと考えております。 以上です。
答弁	松林議長 社会教育・体育課長 (三村俊介君)	社会教育・体育課長。 それでは、再質問にお答えします。 大会出場補助金につきまして、スポーツ部門、文化部門、どちらも予選会を勝ち抜いて、県大会、東北大会、全国大会出場すれば、補助

質疑	松林議長 1 1 番 (平野敏彦君)	金は交付されると。これは文化、スポーツに限らず、どちらも基準は同じであります。ちなみにスポーツ少年団でいきますと、県大会 5 割、東北大会の場合が 6 割、全国大会 7 割という基準になっておりまして、こういう形で補助対象経費の、対象となる経費の、先ほど今説明した額が交付されるということになります。 以上です。 1 1 番。 商工観光課長の説明も分かりますけれども、やはり前は、桃川の見学は、各団体が会社のほうに紹介すれば、ほぼ 1 0 0 %受けてもらえたなという私は記憶あるんですけども、やはり行政側として桃川の P R、そういうものをやはり日頃、機会を捉えてやることによって、会社のほうもいろんな意味での行政との連携というのが強くなってくると思うんですけども、やっぱりそういう意味では、いろんな形で物産協会のものだけじゃなくて、現場、そういう桃川で働いている人の方の姿も、やっぱりこう町内の方々が見ることによって非常に距離が縮まってきますし、それから酒に対する意識も変わってくると思うんですよ。ですから、そういう意味では、やはりもっと身近になるような方法で P R していくという取組を期待したいと思います。 協力隊については、私は非常に産業民生で去年研修した協力隊のイメージが強くて、当町もやはりもっと個性のある、この協力隊の活動、そういうものができないものかなという思いがありますから、やはりせっかく協力隊として採用された人の評価が上がるような一つの方法、手順というのをきちっとこうつくって、ぜひ育ててほしい。特に今の時期は、当町の物産、海産物のホッキガイの P R とか、様々まだネタがあると思いますので、その辺も行政として、やっぱりこう桃川の部分と、それからホッキのコラボとか、いろんな情報発信ができると思いますので、この辺ひとつ、視点を変えて取組をしていただきますようお願いしたいと思います。 松林議長 ほかに質問ございませんか。 1 4 番。 1 4 番 1 4 番西館です。
質疑	1 4 番	

当局の説明	松林議長	なしと認め、第6款から第10款までの質疑を終わります。 以上で歳出についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第72号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第12、議案第73号、令和6年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	それでは、議案第73号についてご説明申し上げます。 議案書の74ページから76ページ、特別会計補正予算に関する説明書5ページから14ページになります。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に3,642万6,000円を追加、23億5,754万3,000円とするものであります。 主な内容は、歳出では、保険給付費を増額する一方、歳入では、普通交付金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 特別会計補正予算に関する説明書7ページから14ページになります。給与費明細書も含みます。 質疑ございませんか。 11番。

質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	私は、この国民健康保険のマイナ保険証のことでちょっとお伺いいたします。 今現在、そのマイナ保険証登録、それから健康保険証、この比率というのはどのぐらいになっているのか。 これから健康保険証によっては1年延長されて、私の場合ですと、来年の7月まで期限があります。その後は資格確認とか、そういうのがなされるということで新聞報道ありますけれども、そういうふうなのが高齢者とかそういう方々は、果たしてこの今のような形で手続きができるのか。町として、もっと違う手だてをする方法というのを考えているのか。例えば保健協力員とか、そういう方々に地域的に担当してもらって、趣旨を徹底する。また、その保険の切替えのPRをする、そういう方法もあるのかお聞かせいただきたいと思います。
答弁	松林議長 町民課長 (松山公士君)	町民課長。 それでは、平野議員の質問にお答えいたします。 国民健康保険の中での保険証としての登録ということでございましたので、当町の今時点での登録割合は大体6割ぐらいの方がマイナンバーを保険証として登録している状況でございます。 それで、2点目のそういう高齢者の手続等での、そういうPRとかお手伝いというか、そういう手だてがないのかというご質問でございますが、やはりそこについては丁寧に電話でも窓口でも今対応している状況でございまして、特に高齢者の皆様は、やはりカードに対して大変不安をお持ちでいらっしゃって、暗証番号も4桁を忘れてしまうとかということで、保険証をまだカードとしては使わないということで窓口でもおっしゃる方がいまして、一方で、もうやはり使ったら意外と簡単だということで使われる方もいらっしゃって、二極化しているかなとは思っていました。 そんな中で、なかなかこう、そういう切替えが進まない方については、先ほど保健協力員さんという話もございましたが、やはりこれについては必ずしも強制ではないと、カードを持つこと自体、任意だということで、我々も大変困っているところではございますが、カードじゃなきゃ駄目かって言われると、いや保険証まだ使えますということで今はお話ししますし、今後も含めて、保険証の代わりになる資格確認書というのが出るので、安心して医療機関のほう受診してください。

質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	さいというお話をしまして、一方ではマイナンバーカードを、マイナ保険証を進める立場であるんですが、実際来た高齢者には無理にカードを作って保険証にしてくださいということは今説明はしておりません。今後も欲しいと言った人にはもちろん丁寧に説明して、申請のほうも、今顔写真のほうも無料でサービスをしているところがございますし、一方で、まだやはりカードを通して保険証は使いたくないという方には、そういう資格確認書もあるし、今の保険証も大事に持っておいて捨てないでくださいという説明もしますので、今後、広報等を含めて、改めて丁寧に周知していくほかないのかなと思っております。 以上です。 11番。 この点に関しては、今課長が説明したように、情報漏えいとか、国に情報が管理されるということ、それから簡単に言えば、機能や使い方がよく分からない、これが一番の課題だと私は思います。特に高齢者についてはですよ。他の様々な機能がついて使いやすいよというだけの、高齢者の場合は、例えば病院なら病院それ1点だけでもう使おうという思いが強いわけですから、いろんな形で、いろんなPRしてもよく理解できない、使い方が分からないというのはそういうことじゃないかなと私は思うんですよ。 でも課長の答弁ですと、全て強制的にこの切替えを進めようということじゃなくて、やっぱり町民の側に立って、時間かけてもちゃんと説明し、PRしていくということで理解をしました。そういう意味では、時間かかると思いますけれども、それなりに進んでいくんじゃないかなと思います。 ただ、この中で私が、この情報漏えいとか様々な部分でいきますと、この六戸町で671件誤登録があったと。この国保負担割合が委託業者のミスであったという新聞ありますけれども、やっぱりこういうのがあれば、いろんな意味でマイナ保険証のイメージダウンにつながると思うんですけども、町としてこういうチェック機能、どういう形でチェックしていくのか。業者委託だから業者に任せて、もうそのままで、何かあったら業者の責任ということになるのか、町として定期的に抽出したマイナ保険証のチェックをして、その人が部分やっ
-----------	------------------------------------	--

答弁	松林議長	て適正だというチェックをしていくのか、この2点お伺いします。
	町民課長	町民課長。
	(松山公士君)	それでは、お答えします。 1点目の部分でございますが、やはり使い方が分からないという人が多いと。それは本当にそのように思います。以前、連合婦人会の研修で呼ばれまして、私のほうでマイナンバーについていろいろ説明したところ、やはり直接いろいろ聞くと分かるという部分がありましたので、今後もし、そういう例えば町内とかでも分からない人があれば、そうやって出向いてやっぱり啓蒙というか、周知しなきゃいけないのかなと思っていました。もしそういうことで要望があれば応えていきたいなと考えております。 あともう一つ、六戸町のシステムの関係で、業者のほうでミスをして、2割が3割ということで670件も出たという話ですが、これはシステムの業者が、ちょっと中泊もそうですかね、同じ業者であったというところございまして、うちのほうは違う業者でやっております、そのチェックに関しては、毎月我々のほうでのチェックを負担割合も含めてチェックしておりますので、今回のそういう不祥事があったということを受けて、県のほうでも各市町も大丈夫かということで、確認を求められましたところ、うちのほうでも確認したところ、問題ないというところございまして、今後もそういうことがないように、起きないように、毎月きちんとチェックしてまいりたいと思っております。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。

当局の説明		これから議案第 7 3 号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第 1 3、議案第 7 4 号、令和 6 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	議案第 7 4 号についてご説明申し上げます。 議案書は 7 7 ページから 7 9 ページ、特別会計補正予算に関する説明書 1 6 ページから 2 6 ページになります。 議案書 7 7 ページから 7 9 ページをご覧ください。 本案は、既定予算の総額に 4 5 3 万 6, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 2 5 億 6, 6 9 3 万 1, 0 0 0 円とするものであります。 その主な内容であります。歳出では、給与条例改正に伴う給与費補正を計上する一方、歳入では、一般会計繰入金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 説明書 1 8 ページから 2 6 ページになります。給与費明細書も含みます。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。

当局の説明	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第74号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第14、議案第75号、令和6年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	それでは、議案第75号についてご説明申し上げます。 議案書の80ページから82ページ、特別会計補正予算に関する説明書28ページから35ページになります。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に116万4,000円を追加し、3億3,358万7,000円とするものであります。 主な内容は、歳出では、給与条例改正に伴う給与費補正を計上する一方、歳入では、一般会計繰入金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 説明書30ページから35ページになります。給与費明細書も含みます。 質疑ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。

当局の説明	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第75号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第15、議案第76号、令和6年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。
	病院事務長 (柴嶋泰幸君)	それでは、議案第76号についてご説明申し上げます。 議案書の83ページ、84ページをご覧ください。 本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に3,975万1,000円を追加し、予算の総額を11億3,102万2,000円とするほか、資本的収入の既決予定額に680万5,000円を追加し、予算の総額を4,887万6,000円とするものであります。 主な内容は、公営企業会計補正予算に関する説明書で説明いたします。 38ページ、39ページをご覧ください。 収益的支出では、給与条例改正等に伴い給与費3,511万6,000円を、支出見込額精査により、給食材料費等の材料費260万円及び光熱水費等の経費203万5,000円を追加するものであります。 37ページをご覧ください。 収益的収入では、支出の見合額として、入院収益3,466万1,000円、収入見込額精査により、その他医業収益509万円を追加するものであります。 次に、40ページをご覧ください。 資本的収入では、今年度補正予算で計上した基本構想・基本計画策定支援等委託料及び吸引装置更新工事に対する一般会計からの出資金680万5,000円を追加し、当年度分損益勘定留保資金の補

当局の説明	松林議長	填額を同額減額するものであります。 ４１ページから４３ページは、今回の補正に伴う給与費明細書の総括、給料及び手当の増減の明細と状況になります。 説明は以上です。 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。 説明書３７ページから４３ページ、給与費明細書も含みます。議案書８３ページから８４ページになります。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第７６号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
当局の説明	松林議長	日程第１６、議案第７７号、令和６年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	それでは、議案第７７号についてご説明いたします。 議案書は８５ページ、８６ページになります。 本案の第２条では、収益的収入及び支出の予定額に、それぞれ２４１万３，０００円を追加するものです。 第３条では、資本的収入及び支出の予定額に、それぞれ３８万７，

		０００円を追加するものです。 第４条では、職員給与費について、給与条例の改正に伴い１５６万１，０００円を増額するものです。 収入及び支出の主な内容についてご説明いたします。 補正予算に関する説明書は４４ページから５１ページになります。 収益的支出は、主に給与条例の改正に伴い、給与費予算を増額するもので、収益的収入では、その財源として一般会計補助金を、支出補正額と同額の２４１万３，０００円を増額するものです。 資本的支出についても、給与条例の改正に伴い給与費予算を増額するもので、資本的収入では、その財源として一般会計補助金を、支出補正額と同額の３８万７，０００円増額するものです。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。 説明書４５ページから５１ページ、給与費明細書も含みます。議案書８５ページから８６ページになります。 質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第７７号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第１７、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

日程終了の 告知		議会運営委員長及び産業民生常任委員長から所掌事務の調査について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。 お諮りします。 各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 したがいまして、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
	松林議長	お諮りします。 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。 会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 したがいまして、本定例会は本日で閉会することに決定しました。
	松林議長	以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。 ここで、町長から発言したい旨の申出がありますので、これを許します。 演壇にてお願いします。 町長。
	町長 (成田 隆君)	閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。 令和6年第4回おいらせ町議会定例会におきまして、議員各位には、師走の大変ご多用中のところご参集いただき、また、提案いたしました全ての議案について議決賜り厚くお礼申し上げます。議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえまして、今後の町政運営に努めていきたいと考えております。 さて、令和6年もういよいよ年の瀬を迎えております。本年最後の議会を終えるに当たりまして、改めてこの1年の町政運営に対し、議員

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 7 年 2 月 20 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 平 野 敏 彦

署名議員 檜 山 忠